

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部)

上場申請会社

ダイユー・リックホールディングス株式会社

提出会社

株式会社ダイユーエイト

株式会社リックコーポレーション

目次

頁

【表紙】

第一部	【組織再編成に関する情報】	1
第1	【組織再編成の概要】	1
1	【組織再編成の目的等】	1
2	【組織再編成の当事会社の概要】	4
3	【組織再編成に係る契約】	5
4	【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】	25
5	【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】	28
6	【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】	28
7	【組織再編成に関する手続】	29
第2	【統合財務情報】	31
第3	【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】	33
第二部	【企業情報】	34
第1	【企業の概況】	34
1	【主要な経営指標等の推移】	34
2	【沿革】	34
3	【事業の内容】	34
4	【関係会社の状況】	36
5	【従業員の状況】	36
第2	【事業の状況】	38
1	【業績等の概要】	38
2	【生産、受注及び販売の状況】	38
3	【対処すべき課題】	38
4	【事業等のリスク】	38
5	【経営上の重要な契約等】	44
6	【研究開発活動】	44
7	【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	44
第3	【設備の状況】	45
1	【設備投資等の概要】	45
2	【主要な設備の状況】	45
3	【設備の新設、除却等の計画】	45
第4	【上場申請会社の状況】	46
1	【株式等の状況】	46
2	【自己株式の取得等の状況】	57
3	【配当政策】	58
4	【株価の推移】	58
5	【役員の状況】	59
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	65

第5	【経理の状況】	67
第6	【上場申請会社の株式事務の概要】	68
第7	【上場申請会社の参考情報】	68
1	【上場申請会社の親会社等の情報】	68
2	【その他の参考情報】	68
第三部	【上場申請会社の保証会社等の情報】	70
第四部	【上場申請会社の特別情報】	70
第1	【最近の財務諸表】	70
1	【貸借対照表】	70
2	【損益計算書】	70
3	【株主資本等変動計算書】	70
4	【キャッシュ・フロー計算書】	70
第2	【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】	70

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）

上場申請会社であるダイユー・リックホールディングス株式会社（以下「当社」または「上場申請会社」といいます。）は、株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により平成28年9月1日に設立登記する予定です。

（注）本報告書提出日の平成28年8月1日においては、当社は設立されておりませんが、本報告書は、設立日の平成28年9月1日現在の状況について説明する事前書類ですので、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用しておりません。

（上場申請会社）

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿
【提出日】 平成28年8月1日
【会社名】 ダイユー・リックホールディングス株式会社
【英訳名】 DAIYU・LIC HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 浅倉 俊一
【本店の所在の場所】 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地
【電話番号】 下記統合2社の連絡先をご参照願います。
【事務連絡者氏名】 同上
【最寄りの連絡場所】 同上
【電話番号】 同上
【事務連絡者氏名】 同上

（新規上場申請のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】 株式会社ダイユーエイト
【英訳名】 DAIYU EIGHT CO., LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 浅倉 俊一
【本店の所在の場所】 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地
【電話番号】 024 (545) 2215 (代表)
【事務連絡者氏名】 専務取締役業務推進室長 三瓶 善明
【最寄りの連絡場所】 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地
【電話番号】 024 (545) 2215 (代表)
【事務連絡者氏名】 専務取締役業務推進室長 三瓶 善明

【会社名】 株式会社リックコーポレーション
【英訳名】 LIC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川西 良治
【本店の所在の場所】 岡山市北区下中野465番地の4
【電話番号】 086 (245) 6700 (代表)
【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 湯浅 直樹
【最寄りの連絡場所】 岡山市北区下中野465番地の4
【電話番号】 086 (245) 6700 (代表)
【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 湯浅 直樹

第一部 【組織再編成に関する情報】

第 1 【組織再編成の概要】

1 【組織再編成の目的等】

(1) 本株式移転の目的

日本の流通小売業界を取り巻く市場環境は、人口減少・少子高齢化に伴うマーケットの縮小や、消費者の節約志向・低価格志向の定着、さらには、企業間競争の激化や流通再編の動きもあって、過去に経験したことのない変化に直面しており、その傾向は今後も顕著になるものと予想されます。

こうした状況下、ダイユーエイトは、創業以来「地域のお客様の快適な住まいと暮らしの実現」をモットーに、一貫して「お客様第一主義」を経営理念に掲げ、主要な営業地盤である福島県を中心に地域に密着した店舗作りを行い今日まで成長してまいりました。

一方、リックコーポレーションは、「人のために尽くす企業である」ことを経営理念とし、楽しいショッピングと潤いのある暮らしを追求する“暮らしとペットに関する生活革新企業”として、岡山県を中心とした同社の営業地盤において確固たる地位を確立してまいりました。

両社は、双方の営業地盤である福島県・岡山県を支える社会的なインフラとして経営基盤を一層強固なものとし、社会への貢献を継続していくために、相互の企業価値を高め、かつお客様に対して更なるサービス提供することを目的として、平成21年3月24日に業務・資本提携に関する基本合意書を締結し、共通する事業であるホームセンター事業に関し、商品の共同開発、共同調達及び人事交流等を通じて事業提携を行っております。また、リックコーポレーションが展開するペット事業についても業務提携を行い、ペット事業での全国展開を図り、両社による100店舗体制を目指す等極めて良好な関係にあります。

こうした中、両社は、これまでの提携・協力関係を大きく前進させ、更なる「攻めの経営戦略」を推進していくとの共通認識のもと、事業規模の拡大を図ることはもとより、両社の強みを持ち寄って最大化し、シナジー効果を発揮させることが重要との結論に至り、対等の精神に則り経営統合(以下「本経営統合」といいます。)を行うこととしたものです。

具体的には、本経営統合により以下のシナジー効果創出を想定しております。

① 共同仕入・共同開発

統合による商品調達のスケールメリットを活かし、仕入先との関係をより強化することで、安価で質の高い競争力のある商品の安定確保が可能になります。

② 新規事業開発の推進

「ペットワールドアミーゴ」を展開するペット事業を統合・分社化することで、ショップブランドの確立が可能になるとともに、全国展開を視野に入れた店舗展開・事業戦略によりペットショップ日本一を目指します。

③ M&Aの推進強化

持株会社体制とすることで、各社の自主・自律性が確保できることから、更なる連携先・統合先を集め、より強固なグループ形成が可能になります。将来的には、優れたノウハウを有する同業者の結集を図り、連携を深められる体制としての共同持株会社の設立が企業価値の向上に結びつくものと考えます。

④ 経営基盤の強化

両社の経営資源や情報、ノウハウの統合・共有化や人材交流などによって競争力の強化を図ることで、より強固な経営基盤を構築し、新市場への展開や新規事業の強化により新たな収益の柱を育成することで、安定的・持続的な企業成長を実現するための経営基盤の構築を目指します。

⑤ コーポレートガバナンスの強化

コーポレートガバナンス・コードの制定により、強固で高度なコーポレートガバナンスが求められる中、持株会社体制では経営と執行を分離し、役割と責任を明確化するため、各事業執行会社においては、権限委譲によるスピード経営の実現、責任体制の明確化及び収益性の追求に特化させることができます。

⑥ その他

お取引先との協業の強化を図るとともに、システムの一体化、管理系業務の集約化等を通じて業務の合理化を図ってまいります。

ダイユーエイト及びリックコーポレーションは、このような理念のもと、厳しい事業環境下においてチャレンジ精神をもって様々な施策に取り組み、価値ある商品をお客様に提供し続けることで、持続的成長と企業価値の更なる向上を目指してまいります。

(2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

① 上場申請会社の企業集団の概要

ア 上場申請会社の概要

(1) 商号	ダイユー・リックホールディングス株式会社		
(2) 本店所在地	福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地		
(3) 代表者及び役員 就任予定者	代表取締役社長	浅倉 俊一	現 ダイユーエイト 代表取締役社長
	専務取締役	川西 良治	現 リックコーポレーション 代表取締役社長
	取締役	阿部 和博	現 ダイユーエイト 取締役副社長
	取締役	吉原 重治	現 リックコーポレーション 専務取締役
	取締役	三瓶 善明	現 ダイユーエイト 専務取締役
	取締役	湯浅 直樹	現 リックコーポレーション 取締役管理本部長
	監査等委員である取締役	齋藤 徹	現 ダイユーエイト 常勤監査役
	監査等委員である取締役 (社外)	梅津 茂巳	現 ダイユーエイト 社外監査役
	監査等委員である取締役 (社外)	須田 徹	現 公認会計士・税理士
	監査等委員である取締役 (社外)	和田 治郎	現 公認会計士・税理士
(4) 事業内容	ホームセンター事業、不動産事業、ペット事業等を行う子会社等の経営管理並びにこれに附帯するまたは関連する業務		
(5) 資本金	2,000百万円		
(6) 決算期	2月末日		
(7) 純資産	現時点では確定しておりません。		
(8) 総資産	現時点では確定しておりません。		

イ 上場申請会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社とダイユーエイト及びリックコーポレーションの状況は以下のとおりです。

ダイユーエイト及びリックコーポレーションは、平成28年9月1日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)			
(連結子会社) ダイユーエイト	福島県 福島市	1,871	ホームセンター事業、 不動産事業、子会社 小売事業、その他の事業	100	5	未定	未定	未定	未定
リックコーポレーション	岡山市 北区	326	ホームセンター事業、 ペット事業、その他の 事業	100	3	未定	未定	未定	未定

上記のとおり、本株式移転に伴う当社設立後、ダイユーエイト及びリックコーポレーションは、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となるダイユーエイト及びリックコーポレーションの最近事業年度末日時点(ダイユーエイトは平成28年2月20日時点、リックコーポレーションは平成28年2月29日時点)の状況は、以下のとおりです。

ダイユーエイト

関係会社の状況

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社 アレンザ・ジャパン	東京都 千代田区	40	輸入卸売事業	50.0	1 役員の兼務 2名 2 事業上の関係 ダイユーエイトに商品 を販売しております。 3 設備の賃貸借 ダイユーエイト事務所 の一部を賃貸しており ます。
株式会社日敷	秋田県湯沢市	413	子会社小売事業	51.0	1 役員の兼務 2名 2 事業上の関係 ダイユーエイトが商品 を供給しております。

リックコーポレーション

関係会社の状況

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 有限会社アグリ元気岡山 (注) 1	岡山県総社市	80	農作物の生産・ 直売、観光農園 事業等	100.0	経理業務の委託契約、仕入 代行業務。 役員の兼務あり。 資金援助あり。
株式会社ジョーカー	東京都墨田区	20	ペットの総合商 社、ペットショ ップの運営	100.0	役員の兼務あり。
(持分法適用関連会社) 株式会社 アレンザ・ジャパン (注) 2	東京都 千代田区	40	商品開発、商品 調達	50.0	リックコーポレーションの 海外及び国内の商品開発及 び商品調達業務を委託。 役員の兼務あり。
有限会社吉備路オーガ ニックワーク	岡山県総社市	3	農作物の生産・ 直売	25.0	アグリ元気岡山への商品供 給。 アグリ元気岡山からの資金 援助あり。

(注) 1. 特定子会社に該当します。

2. 実質的に支配していると認められないため関連会社としています。

② 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

ア 資本関係

本株式移転により、ダイユーエイト及びリックコーポレーションは当社の完全子会社になる予定です。前記「①上場申請会社の企業集団の概要 イ上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

イ 役員の兼任関係

当社の完全子会社となるダイユーエイト及びリックコーポレーションの役員の兼任関係は、前記「①上場申請会社の企業集団の概要 イ上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

ウ 取引関係

当社の完全子会社となるダイユーエイト及びリックコーポレーションとその関係会社の取引関係は、前記「①上場申請会社の企業集団の概要 イ上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

(1) 株式移転計画の内容の概要

ダイユーエイト及びリックコーポレーションは、両社定時株主総会による承認を前提として、平成28年9月1日(予定)をもって、当社を株式移転設立完全親会社、ダイユーエイト及びリックコーポレーションを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。))を、平成28年4月8日開催の各社の取締役会の決議に基づき作成しました。

本株式移転計画に基づき、ダイユーエイトの普通株式1株に対して当社の普通株式1.11株、リックコーポレーションの普通株式1株に対して当社の普通株式1株をそれぞれ割当て交付します。本株式移転計画に定めるところにより、平成28年5月18日に開催されたダイユーエイトの定時株主総会及び平成28年5月26日に開催されたリックコーポレーションの定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が行われております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、剰余金の配当等につき規定されています(詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。))。

(2) 株式移転計画の内容

株式移転計画書(写)

株式会社ダイユーエイト(以下「甲」という。))と株式会社リックコーポレーション(以下「乙」という。))は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画(以下「本計画」という。))を作成する。

第1条 株式移転

甲及び乙は、本計画の定めるところに従い、共同して、甲及び乙の発行済株式の全部を、新たに設立する株式移転設立完全親会社(以下「新会社」という。))の成立日(第7条において定める。))において、新会社に取得させる株式移転(以下「本株式移転」という。))を行う。

第2条 新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙1の定款第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、「ダイユー・リックホールディングス株式会社」とし、英文では「DAIYU・LIC HOLDINGS CO., LTD.」と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は、福島県福島市とし、本店の所在場所は、福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。

2. 前項に定めるもののほか、新会社の定款で定める事項は別紙1の定款に記載のとおりとする。

第3条 新会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称

1. 新会社の設立時取締役(監査等委員である者を除く。))の氏名は次のとおりとする。

新職(就任予定)	氏名	現職
代表取締役社長	浅倉 俊一	現 ダイユーエイト代表取締役社長
専務取締役	川西 良治	現 リックコーポレーション代表取締役社長
取締役	阿部 和博	現 ダイユーエイト取締役副社長
取締役	吉原 重治	現 リックコーポレーション常務取締役
取締役	三瓶 善明	現 ダイユーエイト専務取締役
取締役	湯浅 直樹	現 リックコーポレーション管理本部経理部GM

2. 新会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

取締役	齋藤 徹	現 ダイユーエイト常勤監査役
社外取締役	梅津 茂巳	現 ダイユーエイト監査役
社外取締役	須田 徹	現 公認会計士・税理士
社外取締役	和田 治郎	現 公認会計士・税理士

3. 新会社の設立時取締役(監査等委員である者を除く。)の補欠取締役の氏名は、次のとおりとする。

補欠取締役	熊田 康夫	現 ダイユーエイト常務取締役
補欠取締役	中村 友秀	現 リックコーポレーション取締役

4. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

新日本有限責任監査法人

第4条 本株式移転に際して交付する株式及びその割当て

1. 新会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における甲及び乙の株主に対し、それぞれの所有する甲及び乙の株式に代わり、(i)甲が基準時に発行している株式数に1.11を乗じた数、及び(ii)乙が基準時に発行している株式数に1を乗じた数を合計した数と同数の新会社の株式(以下「交付株式」という。)を交付する。
2. 新会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における甲及び乙の株主に対して、以下の割合をもって割り当てる。
 - (1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株につき、新会社の普通株式1.11株の割合
 - (2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株につき、新会社の普通株式1株の割合
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の定めに従い処理するものとする。

第5条 新株予約権の取扱い

1. 新会社は、本株式移転に際して、甲が発行している以下の表第1欄の①から②までに掲げる各新株予約権の各新株予約権者に対し、当該各新株予約権に代わり、それぞれ、基準時における当該各新株予約権の総数と同数の、以下の表第2欄の①から②までに掲げる新会社の各新株予約権を交付する。また、新会社は、本株式移転に際して、甲が発行を予定する以下の表第1欄の③に掲げる新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、以下の表第2欄の③に掲げる新会社の各新株予約権を交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社ダイユーエイト2014年度株式報酬型新株予約権	別紙2	ダイユー・リックホールディングス株式会社2014年度株式報酬型新株予約権	別紙3
②	株式会社ダイユーエイト2015年度株式報酬型新株予約権	別紙4	ダイユー・リックホールディングス株式会社2015年度株式報酬型新株予約権	別紙5
③	株式会社ダイユーエイト2016年度株式報酬型新株予約権	別紙6	ダイユー・リックホールディングス株式会社2016年度株式報酬型新株予約権	別紙7

2. 新会社は、本株式移転に際し、前項の定めにより交付される新株予約権に関し、基準時の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された甲の新株予約権者に対し、その保有する前項の表第1欄①から③までに掲げる各新株予約権1個につき、それぞれ同項の表第2欄①から③までに掲げる各新株予約権1個を割り当てる。

第6条 新会社の資本金及び準備金の額に関する事項

新会社の成立日(次条において定める。)における新会社の資本金及び準備金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 資本金の額 20億円
- (2) 資本準備金の額 5億円
- (3) 利益準備金の額 0円

第7条 新会社の成立日

新会社の設立の登記をすべき日(以下「成立日」という。)は、平成28年9月1日とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第8条 株式移転計画承認株主総会

甲は平成28年5月18日を開催日として、乙は平成28年5月26日を開催日として、それぞれ定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意によりかかる定時株主総会の開催日を変更することができる。

第9条 株式上場及び株主名簿管理人

1. 新会社は、新会社の成立日において、その発行する株式の株式会社東京証券取引所市場第一部への上場を予定するものとし、甲乙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要な手続を行う。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社とする。

第10条 剰余金の配当

1. 甲は、平成28年2月20日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対して1株当たり13円を上限として、平成28年8月20日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり13円を上限として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、平成28年2月29日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり9円を上限として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本計画の作成後、新会社の成立日前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。ただし、甲乙協議の上、合意した場合についてはこの限りではない。

第11条 自己株式の消却

甲及び乙は、新会社の成立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれの保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。ただし、乙の株式給付信託(J-ESOP)制度の信託財産として信託口が保有している自己株式を除く。)を、基準時まで消却するものとする。

第12条 会社財産の管理等

甲及び乙は、本計画作成後、新会社の成立日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、それぞれの従前の慣行に従って通常の業務の範囲内において業務を執行し、かつ、財産の管理及び運営を行い、それぞれの財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、個別に相手方と協議の上、これを行う。

第13条 本計画の効力

本計画は、第8条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれか若しくは双方において、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合、又は次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第14条 株式移転条件の変更及び本株式移転の中止

本計画作成後、新会社の成立日までの間に、甲又は乙の事業遂行又は財務状況に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実施に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本株式移転の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙が誠意をもって協議の上、両社の合意により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第15条 協議事項

本計画に定めのない事項及び本計画の各条項の解釈について生じた疑義については、その都度、甲及び乙が誠意をもって協議の上、これを決定する。

本計画作成の証として本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年4月8日

福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地
株式会社ダイユーエイト
代表取締役社長
浅倉 俊一 ㊟

岡山市北区下中野465番地の4
株式会社リックコーポレーション
代表取締役社長
川西 良治 ㊟

ダイユー・リックホールディングス株式会社 定款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、ダイユー・リックホールディングス株式会社と称し、英文では、DAIYU・LIC HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1) 百貨小売業、ホームセンター小売業並びにこれに関連する商品の製造、加工、卸売及び販売業
- (2) ペットショップの経営並びにこれに関連する商品の製造、加工、卸売及び販売業、及びペットに関連する宿泊、保険、生活関連サービス業
- (3) 建具、家具、什器、ユニットバス、キッチン、トイレ等の住宅設備機器の販売業
- (4) 物置、ガレージ、ブロック、物干等のエクステリア製品の販売業
- (5) 園芸用品、ガーデンエクステリア用品、植物の販売業
- (6) 作業用品、金物、工具、木材・建築資材、塗料・接着剤の販売業
- (7) レジャー用品並びに自動車・自転車・電動自転車・その他車両及びこれらの商品の販売・整備業
- (8) 日用消耗品、ヘルス・ビューティケア用品、ダイニング・キッチン用品、バス・トイレタリー用品、服飾雑貨、衣料品、履物、鞆、文具用品の販売業
- (9) インテリア、寝装・寝具用品、家具・収納用品の販売業
- (10) 家庭電器用品、電材・照明の販売業
- (11) 医薬品、医薬部外品、医療器具、化粧品、工業用・農業用医薬品、毒物、劇物、度量衡器、精密機器の販売業
- (12) 農産物・園芸植物類の生産、集荷、買取及び販売業
- (13) 穀類、酒類、塩、燃料、煙草類、飲料水、食料品、切手、印紙の買取及び販売業
- (14) 時計、宝石、貴金属、美術工芸品、古物、墓石、碑石の買取及び販売業
- (15) 宝くじ、各種チケット、当せん金付証券法に基づく当せん金付証券等の売捌及び取次業
- (16) 前各号に掲げる商品、関連商品のレンタル業及び輸出入業務並びに委託取次業務、コンサルティング業務、フランチャイズ・チェーンシステムによる販売業務
- (17) 商品の取付け施工、住宅の増改築及び住宅リフォーム請負業
- (18) 通信販売業、各種情報の収集処理及び販売並びにシステム等の開発販売業
- (19) 写真業、理・美容業、クリーニング業、印刷業、コピーサービス業
- (20) 一般貨物自動車運送業、貨物運送取扱業、倉庫業
- (21) 旅行斡旋業、広告代理業、各種損害保険の代理業、生命保険募集業、福祉用具貸与業及び介護支援業、一般労働者派遣業
- (22) 飲食店、喫茶店、遊技場、駐車場、ガソリンスタンド、スポーツ施設、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、書店、薬局、医療施設及び文化施設の経営
- (23) 各種企業の営業活動に関する情報の収集、分析、経営指導及び業務受託
- (24) 商業店舗等建物の建設及び土地の造成、不動産の売買、賃貸、仲介、管理、ビルメンテナンス、保安業務並びに一般廃棄物及び産業廃棄物処理業
- (25) 建築及び土木工事の設計監理並びに施工業
- (26) 金銭の貸付、金銭の貸借の媒介及びクレジットカード取扱業
- (27) 電子マネー、電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理並びに資金移動業
- (28) ガス、電気等の公共料金の収納に関する代行業務及び集金の代行業
- (29) 太陽光・風力・地熱等再生可能エネルギーの供給及び販売業
- (30) 有価証券に関する投資及び運用業務
- (31) 前各号に附帯関連する一切の業務

2 当社は、前項各号に掲げる事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を福島県福島市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に関する手続き及び手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議事録)

- 第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録を持って作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会)

- 第19条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。

(員数)

- 第20条 当会社の取締役は15名以内とする。
- 2 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任方法)

- 第21条 取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
- 2 取締役(監査等委員である取締役を含む。)の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役(監査等委員である取締役を含む。)の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(補欠の取締役)

- 第23条 法令または本定款に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の取締役を選任することができる。
- 2 補欠の取締役の選任決議の定足数は、第21条第2項の規定を準用する。
 - 3 第1項により選任された補欠の取締役が取締役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

- 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役(監査等委員である取締役を含む。)に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第26条 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(代表取締役及び役付取締役並びに相談役)

第28条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
- 3 取締役会は、その決議によって相談役若干名を選定することができる。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定)

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第33条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。

- 2 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
- 3 監査等委員会は、法令に定めのある事由を決定するほか、その職務執行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得てこれを定める。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第41条 当社の剰余金の配当は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

第42条 当社は、取締役会の決議によって毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭による中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

- 2 未払の配当金には利息をつけない。

附則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、当社設立の日から平成29年2月28日までとする。

(取締役の当初の報酬等)

第2条 当社の最初の取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額(以下「当初金銭報酬」という。)は、第31条の定めにかかわらず、年額100,000,000円以内とする。

- 2 当社の最初の監査等委員である取締役に対する当初金銭報酬は、第31条の定めにかかわらず、年額20,000,000円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。

以上

株式会社ダイユーエイト 2014年度 株式報酬型新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称
株式会社ダイユーエイト 2014年度 株式報酬型新株予約権
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の払込金額
新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとする。
4. 新株予約権の割当日
平成26年 6 月10日
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の額
新株予約権の行使により交付される 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間
平成26年 6 月11日から平成56年 6 月10日までとする。
ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
8. 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
10. 新株予約権の取得に関する事項
 - ① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記 9 の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権を行使することができる期間
前記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記6に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑤ 新株予約権の取得に関する事項
前記10に準じて決定する。
- ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記7に準じて決定する。

12. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

13. 新株予約権証券の不発行

当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

ダイユー・リックホールディングス株式会社 2014年度 株式報酬型新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称
ダイユー・リックホールディングス株式会社 2014年度 株式報酬型新株予約権
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は111株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の払込金額
新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとする。
4. 新株予約権の割当日
平成28年9月1日
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の額
新株予約権の行使により交付される1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間
平成28年9月1日から平成56年6月10日までとする。
ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
8. 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
10. 新株予約権の取得に関する事項
 - ① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記9の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会(株主総会が不要な場合は当社の取締役会)において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権を行使することができる期間
前記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記6に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑤ 新株予約権の取得に関する事項
前記10に準じて決定する。
- ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記7に準じて決定する。

12. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

13. 新株予約権証券の不発行

当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

株式会社ダイユーエイト 2015年度 株式報酬型新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称
株式会社ダイユーエイト 2015年度 株式報酬型新株予約権
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の払込金額
新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとする。
4. 新株予約権の割当日
平成27年6月10日
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の額
新株予約権の行使により交付される1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間
平成27年6月11日から平成57年6月10日までとする。
ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
8. 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
10. 新株予約権の取得に関する事項
 - ① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記9の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会(株主総会が不要な場合は当社の取締役会)において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権を行使することができる期間
前記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記6に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑤ 新株予約権の取得に関する事項
前記10に準じて決定する。
- ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記7に準じて決定する。

12. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

13. 新株予約権証券の不発行

当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

ダイユー・リックホールディングス株式会社 2015年度 株式報酬型新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称
ダイユー・リックホールディングス株式会社 2015年度 株式報酬型新株予約権
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は111株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の払込金額
新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとする。
4. 新株予約権の割当日
平成28年9月1日
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の額
新株予約権の行使により交付される1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間
平成28年9月1日から平成57年6月10日までとする。
ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
8. 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
10. 新株予約権の取得に関する事項
 - ① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記9の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会(株主総会が不要な場合は当社の取締役会)において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権を行使することができる期間
前記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記6に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑤ 新株予約権の取得に関する事項
前記10に準じて決定する。
- ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記7に準じて決定する。

12. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

13. 新株予約権証券の不発行

当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

株式会社ダイユーエイト 2016年度 株式報酬型新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称
株式会社ダイユーエイト 2016年度 株式報酬型新株予約権
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の払込金額
新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとする。
4. 新株予約権の割当日
平成28年 6 月10日
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の額
新株予約権の行使により交付される 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間
平成28年 6 月11日から平成58年 6 月10日までとする。
ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
8. 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
10. 新株予約権の取得に関する事項
 - ① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記 9 の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会(株主総会が不要な場合は当社の取締役会)において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権を行使することができる期間
前記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記6に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑤ 新株予約権の取得に関する事項
前記10に準じて決定する。
- ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記7に準じて決定する。

12. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

13. 新株予約権証券の不発行

当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

ダイユー・リックホールディングス株式会社 2016年度 株式報酬型新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称
ダイユー・リックホールディングス株式会社 2016年度 株式報酬型新株予約権
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は111株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の払込金額
新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとする。
4. 新株予約権の割当日
平成28年9月1日
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の額
新株予約権の行使により交付される1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間
平成28年9月1日から平成58年6月10日までとする。
ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
8. 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
10. 新株予約権の取得に関する事項
 - ① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記9の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会(株主総会が不要な場合は当社の取締役会)において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権を行使することができる期間
前記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記6に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑤ 新株予約権の取得に関する事項
前記10に準じて決定する。
- ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記7に準じて決定する。

12. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

13. 新株予約権証券の不発行

当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

会社名	ダイユーエイト	リックコーポレーション
株式移転比率	1.11	1

(注) 1. 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

ダイユーエイトの普通株式1株に対して当社の普通株式1.11株を、リックコーポレーションの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当て交付します。なお、本株式移転により、ダイユーエイト及びリックコーポレーションの株主に交付すべき当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じ、又は重大な相違が判明した場合は、両社協議の上、変更することがあります。

2. 当社の単元株式数は100株といたします。

3. 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定)

普通株式 15,174,222株

上記数値は、平成28年2月20日時点におけるダイユーエイトの発行済株式総数(9,234,000株)、平成28年2月29日時点におけるリックコーポレーションの発行済株式総数(5,000,000株)に基づいて算出しております。ただし、ダイユーエイト及びリックコーポレーションは、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し、又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、ダイユーエイトが平成28年2月20日時点で保有する自己株式である普通株式117株、リックコーポレーションが平成28年2月29日時点で保有する自己株式である普通株式75,388株(当該株式数に、株式給付信託(J-ESOP)制度の信託財産として信託口が保有している自己株式199,500株は含まれていません。)については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

4. 単元未満株式の取り扱いについて

単元未満株式に対して当社の株式の割当てを受けられるダイユーエイト及びリックコーポレーションの株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

(2) 本株式移転に係る割当ての内容の根拠等

① 算定の基礎

ダイユーエイト及びリックコーポレーションは、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、ダイユーエイトは株式会社大和総研(以下「大和総研」といいます。)に、リックコーポレーションは株式会社KPMG FAS(以下「KPMG FAS」といいます。)に対し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領しました。

大和総研は、ダイユーエイトが東京証券取引所市場第一部に、リックコーポレーションが東京証券取引所JASDAQ市場にそれぞれ上場しており市場株価が存在していることから、両社の普通株式について市場株価法により算定を行いました。加えて、両社の将来の事業活動の状況を価値に反映する目的から、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定を行いました。

なお、大和総研がDCF法による算定にあたり前提としたダイユーエイトの利益計画には、対前年度比較にて大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありませんが、大和総研がDCF法による算定にあたり前提としたリックコーポレーションの利益計画には、対前年度比較にて大幅な増減益を見込んでいる事業年度があります。これは、平成27年2月期は不採算店舗の閉店損失及び減損損失等の特別損失を計上したため当期純損失となりましたが、平成28年2月期においては、前事業年度の不採算店舗の閉店等により営業利益(前年同期比33.4%の増)及び経常利益(前年同期比30.3%の増)が大幅な増益となり、特別損失が減少することから当期純利益(前年同期は当期純損失)を計上することを見込んでいるためです。また、平成30年2月期においては、不採算店舗の閉店損失等による特別損失の減少により当期純利益(前年同期比152百万円の増)が大幅な増益になることを見込んでいます。

大和総研が各評価手法に基づき算出した株式移転比率は、以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、リックコーポレーションの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、ダイユーエイトの普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。また、市場株価法では、平成28年1月20日(以下「算定基準日」といいます。)を基準日として、算定基準日の終値、算定基準日から遡る1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の終値単純平均値に基づき算定を行いました。

評価手法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価法	0.87～1.06
DCF法	0.81～1.30

大和総研は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、両社とその関係会社の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)については、個別の資産および負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。

大和総研による株式移転比率の算定は、算定基準日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、大和総研がDCF法による評価に使用した両社から提出された財務予測(利益計画及びその他の情報を含みます。)については、両社の経営陣により、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としています。

KPMG FASは、ダイユーエイトが東京証券取引所市場第一部に、リックコーポレーションが東京証券取引所JASDAQ市場にそれぞれ上場しており市場株価が存在していることから、両社の普通株式について株式市価法により算定を行いました。加えて、両社の将来の事業活動の状況を価値に反映する目的から、DCF法による算定を行いました。

なお、KPMG FASがDCF法による算定にあたり前提としたダイユーエイトの利益計画には、対前年度比較にて大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありませんが、KPMG FASがDCF法による算定にあたり前提としたリックコーポレーションの利益計画には、対前年度比較にて大幅な増減益を見込んでいる事業年度があります。これは、平成27年2月期においては、不採算店舗の閉店損失及び減損損失等の特別損失を計上したため当期純損失となりましたが、平成28年2月期においては、前事業年度の不採算店舗の閉店等により営業利益(前年同期比33.4%の増)及び経常利益(前年同期比30.3%の増)が大幅な増益となり、特別損失が減少することから当期純利益(前年同期は当期純損失)を計上することを見込んでいるためです。また、平成30年2月期においては、不採算店舗の閉店損失等による特別損失の減少により当期純利益(前年同期比152百万円の増)が大幅な増益になることを見込んでいます。

KPMG FASが各評価手法に基づき算出した株式移転比率は、以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、リックコーポレーションの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、ダイユーエイトの普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。また、株式市価法では、平成28年1月20日(以下「算定基準日」といいます。)を基準日として、算定基準日の終値、算定基準日から遡る1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の終値単純平均値に基づき算定を行いました。

評価手法	株式移転比率の評価レンジ
株式市価法	0.92～0.99
DCF法	1.03～1.24

KPMG FASは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、両社とその関係会社の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)については、個別の資産および負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。

KPMG FASによる株式移転比率の算定は、算定基準日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、KPMG FASがDCF法による評価に使用した両社から提出された財務予測(利益計画及びその他の情報を含みます。)については、両社の経営陣により、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としています。

② 算定の経緯

上記(2)①のとおり、ダイユーエイトは大和総研に、リックコーポレーションはKPMG FASに、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者機関による算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成28年1月21日に開催された各社の取締役会において、最終的に上記(1)記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、上記株式移転比率を合意・決定いたしました。なお、両社は、平成28年1月21日以降における各社の財務状況、資産の状況、将来の事業・業績見通し、株価動向等の要因を総合的に勘案し、平成28年1月21日付経営統合に関する基本合意書において合意した株式移転比率を変更しないことを平成28年4月8日に開催された各社取締役会で決定しております。

③ 算定機関との関係

ダイユーエイトの算定機関である大和総研及びリックコーポレーションの算定機関であるKPMG FASは、いずれもダイユーエイト及びリックコーポレーションの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

④ 本株式移転に伴う新株予約権に関する取扱い

本株式移転に際して、ダイユーエイトが既に発行している新株予約権については、各新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、各新株予約権者に対し、その保有する各新株予約権に代わる当社の新株予約権を割当て交付いたします。また、今後、本経営統合の効力発生日以前に新株予約権を発行する場合には、各新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、各新株予約権者に対し、その保有する各新株予約権に代わる当社の新株予約権を割当て交付いたします。

リックコーポレーションは新株予約権を発行しておりません。また、ダイユーエイト及びリックコーポレーションは新株予約権付社債を発行しておりません。

⑤ 公正性を担保するための措置

本株式移転の公正性・妥当性を担保するために、各社から独立した第三者算定機関として、ダイユーエイトは大和総研を、リックコーポレーションはKPMG FASをそれぞれ選定し、本株式移転に用いられる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を受領しております。なお、各社は、いずれも上記第三者算定機関より、本株式移転に用いられる株式移転比率がそれぞれの株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書(いわゆるフェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

⑥ 利益相反を回避するための措置

ダイユーエイトとリックコーポレーションとは、平成21年3月24日付業務・資本提携に関する基本合意書に基づき、現在、両社の代表取締役社長がそれぞれ相手方の取締役に就任しております。そのため、利益相反を回避するために、以下の措置をとっております。

ダイユーエイトの取締役のうち、リックコーポレーションの取締役を兼任している川西良治については、利益相反回避の観点からダイユーエイトの取締役会における本経営統合に関する審議及び決議には参加しておらず、ダイユーエイトの立場においてリックコーポレーションとの協議・交渉に参加しておりません。

また、平成28年1月21日開催のダイユーエイトの取締役会においては、利益相反防止の観点から本経営統合に関する審議及び決議に参加しない川西良治を除いた出席取締役全員一致で基本合意が決議されております。また、上記取締役会において、ダイユーエイトの監査役全員は基本合意に異議がない旨の意見を述べております。

一方、リックコーポレーションの取締役のうち、ダイユーエイトの取締役を兼任している浅倉俊一については、利益相反回避の観点から、リックコーポレーションの取締役会における本経営統合に関する審議及び決議には参加しておらず、リックコーポレーションの立場においてダイユーエイトとの協議・交渉に参加しておりません。

また、平成28年1月21日開催のリックコーポレーションの取締役会においては、利益相反防止の観点から本経営統合に関する審議及び決議に参加しない浅倉俊一を除いた出席取締役全員一致で、基本合意を決議しております。また、上記取締役会において、リックコーポレーションの監査役全員は基本合意に異議がない旨の意見を述べております。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

リックコーポレーションの定款においては、リックコーポレーションの単元未満株式を有する株主はその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことをリックコーポレーションに請求すること（いわゆる単元未満株式の買増請求）ができる旨の規定がありますが、当社の定款においてはかかる規定はありません。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

① 普通株式の買取請求権の行使の方法について

ダイユーエイト及びリックコーポレーションの株主が、その有するダイユーエイト及びリックコーポレーションの普通株式につき、ダイユーエイトまたはリックコーポレーションに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、ダイユーエイトの株主は平成28年5月18日に開催された定時株主総会に先立って、リックコーポレーションの株主は平成28年5月26日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれダイユーエイトまたはリックコーポレーションに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、ダイユーエイトまたはリックコーポレーションが、それぞれ上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

ア ダイユーエイト

議決権の行使の方法としては、平成28年5月18日に開催された定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成28年5月17日午後6時15分までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、ダイユーエイトに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

イ リックコーポレーション

議決権の行使の方法としては、平成28年5月26日に開催された定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成28年5月25日午後6時30分までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、リックコーポレーションに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、基準時におけるダイユーエイト及びリックコーポレーションの株主に割当てられます。株主は、自己のダイユーエイトまたはリックコーポレーションの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

① 新株予約権の買取請求権の行使の方法について

本株式移転に際して、ダイユーエイトが既に発行している、または発行予定の新株予約権については、本株式移転に係る株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件(同号ホに関するものに限ります。)に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

なお、リックコーポレーションは、本報告書提出日現在において、新株予約権を発行しておりません。

また、両社は、本報告書提出日現在において、新株予約権付社債を発行しておりません。

② 組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

当社は新株予約権証券を発行いたしませんので、特段の手続は不要です。

7 【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、③会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、④ダイユーエイトにおいてはリックコーポレーションの、リックコーポレーションにおいてはダイユーエイトの最終事業年度に係る計算書類等の内容、⑤ダイユーエイトにおいてはリックコーポレーションの、リックコーポレーションにおいてはダイユーエイトの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象(以下「重要な財産の処分等」といいます。)、並びに⑥ダイユーエイトにおいてはダイユーエイトの、リックコーポレーションにおいてはリックコーポレーションの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等を記載した書面を、ダイユーエイト及びリックコーポレーションの本店に、ダイユーエイトは平成28年5月2日、リックコーポレーションは平成28年5月12日より備え置いております。

①の書類は、平成28年4月8日開催のダイユーエイト及びリックコーポレーションの取締役会において承認された本株式移転計画です。②の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。③の書類は、本株式移転に際してダイユーエイトの新株予約権を保有する新株予約権者に対して当該新株予約権に代わって交付する当社の新株予約権の内容、数、割当に関する事項が相当であることを説明した書類です。④の書類は、ダイユーエイトにおいては平成28年2月期の、リックコーポレーションにおいては平成28年2月期の計算書類等に関する書類です。⑤の書類は、ダイユーエイトにおいてはリックコーポレーションの平成28年2月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を、リックコーポレーションにおいてはダイユーエイトの平成28年2月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。⑥の書類は、ダイユーエイトにおいてはダイユーエイトの平成28年2月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を、リックコーポレーションにおいてはリックコーポレーションの平成28年2月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。

これらの書類は、それぞれダイユーエイトまたはリックコーポレーションの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記①ないし⑥に掲げる事項のいずれかに変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

経営統合に関する基本合意書承認取締役会（両社）	平成28年1月21日
経営統合に関する基本合意書締結（両社）	平成28年1月21日
定時株主総会に係る基準日（ダイユーエイト）	平成28年2月20日
定時株主総会に係る基準日（リックコーポレーション）	平成28年2月29日
株式移転計画承認取締役会（ダイユーエイト）	平成28年4月8日
株式移転計画承認取締役会（リックコーポレーション）	平成28年4月8日
統合承認定時株主総会（ダイユーエイト）	平成28年5月18日
統合承認定時株主総会（リックコーポレーション）	平成28年5月26日
上場廃止日（両社）	平成28年8月29日（予定）
本株式移転効力発生日（当社設立登記日）	平成28年9月1日（予定）
当社株式上場日	平成28年9月1日（予定）

ただし、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社協議のうえ、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

① 普通株式について

ダイユーエイト及びリックコーポレーションの株主が、その有するダイユーエイト及びリックコーポレーションの普通株式につき、ダイユーエイトまたはリックコーポレーションに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、ダイユーエイトの株主は平成28年5月18日に開催された定時株主総会に先立って、リックコーポレーションの株主は平成28年5月26日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれダイユーエイトまたはリックコーポレーションに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、ダイユーエイトまたはリックコーポレーションが、それぞれ上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 新株予約権及び新株予約権付社債について

本株式移転に際して、ダイユーエイトが既に発行している、または発行予定の新株予約権については、本株式移転に係る株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限り。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

第2 【統合財務情報】

1 当社

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において財務情報はありません。

2 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において財務情報はありませんが、ダイユーエイトの最近連結会計年度(平成28年2月期)及びリックコーポレーションの最近連結会計年度(平成28年2月期)の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」を合算すると、以下のとおりとなります。なお、以下の数値は、ダイユーエイト及びリックコーポレーションの間の取引に関する相殺消去等の処理を行っていない単純な合算値に過ぎず、また、監査法人の監査証明を受けていない記載でありますことにご留意ください。また、「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」以外の指標等については、単純合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うとかわえて投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

売上高(百万円)	79,343
経常利益(百万円)	2,107
当期純利益(百万円)	1,046

3 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となるダイユーエイト及びリックコーポレーションの主要な経営指標等は、それぞれ以下のとおりです。

(1) ダイユーエイト

主要な経営指標等の推移
連結経営指標等

回次		第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
決算年月		平成24年 2月	平成25年 2月	平成26年 2月	平成27年 2月	平成28年 2月
売上高	(千円)	38,696,637	39,935,791	41,250,824	42,219,336	49,680,413
経常利益	(千円)	1,968,539	1,280,726	1,018,790	1,383,492	1,633,100
当期純利益	(千円)	414,383	676,853	819,201	810,914	924,697
包括利益	(千円)	432,092	723,096	855,746	894,738	910,562
純資産額	(千円)	3,554,884	4,946,627	5,647,697	7,320,751	9,169,944
総資産額	(千円)	24,155,786	25,846,278	27,850,000	32,564,042	33,548,309
1株当たり純資産額	(円)	551.59	638.89	728.37	818.61	882.03
1株当たり当期純利益	(円)	64.40	90.30	105.92	104.85	103.35
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	104.63	102.91
自己資本比率	(%)	14.6	19.1	20.2	19.4	24.2
自己資本利益率	(%)	11.6	13.6	14.5	12.8	11.3
株価収益率	(倍)	12.48	7.14	6.25	8.24	6.92
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	2,234,038	1,176,054	1,741,164	3,085,674	2,057,066
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△261,767	△1,120,120	△3,036,290	△517,649	△1,144,692
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△1,911,352	231,575	1,177,802	△1,898,870	△175,939
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	1,238,253	1,525,764	1,408,440	2,077,595	2,814,029
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(人)	412 [799]	431 [900]	448 [953]	545 [1,177]	551 [1,148]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第36期、第37期及び第38期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員であり、準社員、パートタイマー・アルバイト(1日8時間換算による平均人数)は、外書きで [] 内に年間の平均人員を記載しております。

(2) リックコーポレーション
 主要な経営指標等の推移
 連結経営指標等

回次		第58期	第59期	第60期	第61期	第62期
決算年月		平成24年 2 月	平成25年 2 月	平成26年 2 月	平成27年 2 月	平成28年 2 月
売上高	(千円)	—	—	27,135,526	28,188,790	29,663,381
経常利益	(千円)	—	—	379,574	290,044	474,346
当期純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	—	—	159,064	△138,698	121,911
包括利益	(千円)	—	—	161,913	△101,348	119,893
純資産額	(千円)	—	—	2,070,703	1,974,085	2,030,932
総資産額	(千円)	—	—	14,249,323	14,495,965	16,837,398
1株当たり純資産額	(円)	—	—	448.07	417.53	429.82
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	—	—	33.67	△29.80	25.81
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	33.14	—	25.74
自己資本比率	(%)	—	—	14.5	13.6	12.1
自己資本利益率	(%)	—	—	7.75	△6.86	6.09
株価収益率	(倍)	—	—	15.80	—	27.20
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	739,712	562,681	496,544
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	△128,475	△648,282	△361,255
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	△475,350	76,616	144,938
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	—	—	686,940	677,954	952,557
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	— (—)	— (—)	325 (1,060)	339 (1,106)	498 (1,198)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 従業員数は就業人員であり、リックコーポレーショングループからグループ外への出向者を除いております。また平均臨時雇用者数は、パートタイマー及びアルバイトの人員であり、年間の平均雇用人数(1日8時間換算)を()外数で記載しております。
 3. 1株当たり純資産額の算定に用いられた連結会計年度末の普通株式数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有しているリックコーポレーション株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。
 4. 第60期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
 5. 第61期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 6. 第61期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

「第一部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

2 【沿革】

平成28年1月21日	ダイユーエイト及びリックコーポレーションは、各社取締役会において、共同で株式移転の方法により共同持株会社を設立し、経営統合を行うことについて経営統合に関する基本合意書の締結を決議いたしました。
平成28年4月8日	ダイユーエイト及びリックコーポレーションは、それぞれの株主総会の承認を前提として、共同で株式移転の方法により当社を設立することについて合意に達し、各社取締役会において本株式移転に係る株式移転計画書の作成を決議いたしました。
平成28年5月18日	ダイユーエイトの定時株主総会において、共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議いたしました。
平成28年5月26日	リックコーポレーションの定時株主総会において、共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議いたしました。
平成28年9月1日	ダイユーエイト及びリックコーポレーションが株式移転の方法により当社を設立する予定です。当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定です。

なお、ダイユーエイト及びリックコーポレーションの沿革につきましては、各社の有価証券報告書(ダイユーエイトは平成28年5月19日提出、リックコーポレーションは平成28年5月27日提出)をご参照ください。

3 【事業の内容】

当社は、ホームセンター事業、不動産事業、ペット事業等を行う子会社等の経営管理並びにこれに附帯するまたは関連する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となるダイユーエイトにおいては平成28年2月20日現在の、リックコーポレーションにおいては平成28年2月29日現在の事業の内容は以下のとおりです。

(1) ダイユーエイト

ダイユーエイトグループは、ダイユーエイト及び連結子会社2社(株式会社アレンザ・ジャパン及び株式会社日敷)の計3社で構成されており、ホームセンター事業、不動産事業、子会社小売事業、その他の事業を営んでおります。

ダイユーエイトグループの事業におけるダイユーエイト及び連結子会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

(ホームセンター事業)

住まいと暮らしに関連するDIY用品、家庭用品、カー・レジャー用品等を扱うホームセンターの営業及びこれらに付随する事業を営んでおります。

主な関係会社	事業内容	店名・場所等
ダイユーエイト	ホームセンター事業	ダイユーエイト

(不動産事業)

ダイユーエイトのホームセンター店舗敷地内に貸店舗を建築しテナントを募集するほか、ショッピングセンターの開発及び不動産の賃貸・管理業を営んでおります。

主な関係会社	事業内容	店名・場所等
ダイユーエイト	ショッピングセンターの開発及び不動産の賃貸・管理	ショッピングセンターエイトタウン

(子会社小売事業)

子会社小売事業は連結子会社である株式会社日敷が営む小売事業であります。

主な関係会社	事業内容	店名・場所等
株式会社日敷	主にホームセンター、スーパーセンターの営業	ホームセンターハッピー、スーパーセンタートラスト、家具のニッシキ

(その他の事業)

犬、猫生体、ペット用品等を扱うペットショップ事業、複合商業施設事業、文具・事務用品等を扱うオフィスサプライ事業、自転車専門店事業、流通業務代行、宝くじ販売、輸入卸売事業を営んでおります。

主な関係会社	事業内容	店名・場所等
ダイユーエイト	ペットショップ事業 複合商業施設事業 オフィスサプライ事業 自転車専門店事業 流通業務代行	ペットワールドアミーゴ ダイユーエイトMAX、ワンズMAX オフィスエイト ワンズサイクル 上名倉流通センター、天栄流通センター、花巻流通センター
株式会社アレンザ・ジャパン	宝くじ販売 輸入卸売事業	ホームセンター店舗に併設 東京都千代田区

(2) リックコーポレーション

リックコーポレーショングループは、リックコーポレーション及び連結子会社2社（株式会社ジョーカー及び有限会社アグリ元気岡山）、関連会社2社（株式会社アレンザ・ジャパン及び有限会社吉備路オーガニックワーク）により構成されており、ホームセンター事業及びペット事業を主たる業務としております。

① ホームセンター事業

ホームセンター事業は、DIY用品、園芸用品・農業資材、家具・インテリア用品、家庭用品、日用消耗品、ペット用品、自転車、酒・食品等を取扱っており、中国・四国地方を中心とした地域密着型の店舗展開を行っております。事業形態はホームセンターを核として、家具販売及び農業用品の販売、酒類販売等の専門店をその地域の需要に適應した組合せで出店しており、一般消費者のニーズに合わせた店舗形態をとっております。

② ペット事業

ホームセンターのペット部門を専門店として独立させたペット事業の事業形態は、犬・猫・小動物・魚等の生体販売及びそれらのペットフード・用品の販売、またトリミング、ペットホテル等のサービス事業を取り込んだ新しい形の総合的なペット専門点を展開しており、ペットフード・用品の販売についてはインターネットを利用した通信販売も行っております。また、リックコーポレーションの子会社である株式会社ジョーカーが、関東地区を中心にペット専門店「DOG&CAT JOKER」等を展開しております。

③ その他の事業

その他子会社においては、有限会社アグリ元気岡山が、農産物の生産・直売、観光農園事業等の施設を岡山県内に出店しております。また、リックコーポレーションの関連会社として、株式会社アレンザ・ジャパン（ダイユーエイトとの合弁会社）が、輸入商品を中心とした商品開発及び商品調達業務を行っており、有限会社吉備路オーガニックワークが、有機栽培ニンジン等の生産を行っております。

4 【関係会社の状況】

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるダイユーエイト及びリックコーポレーションの関係会社の状況につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 ①上場申請会社の企業集団の概要 イ上場申請会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5 【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるダイユーエイトにおいては平成28年2月20日現在の、リックコーポレーションにおいては平成28年2月29日現在の従業員の状況は以下のとおりです。

① ダイユーエイト

平成28年2月20日現在

セグメントの名称	従業員数(名) [外、平均臨時雇用者数]
ホームセンター事業	353 [714]
不動産事業	3 [0]
子会社小売事業	81 [196]
その他	87 [222]
全社(共通)	27 [16]
合計	551 [1, 148]

(注) 従業員数は就業人員であり、準社員、パートタイマー・アルバイト(1日8時間換算による平均人数)は、外書きで [] 内に年間の平均人員を記載しております。

② リックコーポレーション

平成28年2月29日現在

セグメントの名称	従業員数(名) [外、平均臨時雇用者数]
ホームセンター事業	169 [550]
ペット事業	288 [599]
その他の事業	20 [43]
報告セグメント計	477 [1, 192]
全社(共通)	21 [6]
合計	498 [1, 198]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、リックコーポレーショングループからグループ外への出向者を除いております。また、従業員数欄の外書き [] は、パートタイマー及びアルバイト等の臨時従業員の人員であり、年間の平均雇用人員(1日8時間換算)を記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、本社事務管理部門に所属しているものであります。
3. 前連結会計年度に比べ従業員数が159名増加しております。これは、主に、平成27年9月25日付(みなし取得日平成27年11月30日)で株式会社ジョーカーを連結子会社化したことによる増加(144名)によるものであり

ます。

(3) 労働組合の状況

① 当社

当社は新設会社であるため、未定です。

② 連結会社の状況

当社の完全子会社となるダイユーエイト及びリックコーポレーションの労働組合の状況は以下のとおりです。

ア ダイユーエイト

平成19年2月22日にダイユーエイトの労働組合が結成され、「UAゼンセン同盟ダイユーエイトユニオン」と称し、UAゼンセン同盟に加入いたしました。平成28年2月20日現在の組合員数は1,362人であります。また、平成27年3月3日に連結子会社である株式会社日敷の労働組合が結成され、「UAゼンセン日敷労働組合」と称し、UAゼンセン同盟に加入いたしました。平成28年2月20日現在の組合員数は308人であります。なお、連結子会社である株式会社アレンザ・ジャパンには労働組合はありません。

労使関係は円満に推移しております。

イ リックコーポレーション

リックコーポレーションには、平成4年4月に結成された労働組合「LICユニオン(当時すわきユニオン)」があり、UAゼンセン同盟に加入しております。平成28年2月29日現在の組合員数は、従業員217人、臨時従業員1,055人を含め、計1,272人であります。また、リックコーポレーションと労働組合との労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

なお、連結子会社には労働組合は結成されておりません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となるダイユーエイト及びリックコーポレーションの業績等の概要については、各社の有価証券報告書(ダイユーエイトにおいては平成28年5月19日提出、リックコーポレーションにおいては平成28年5月27日提出)及び四半期報告書(ダイユーエイトにおいては平成28年7月1日提出、リックコーポレーションにおいては平成28年7月12日提出)をご参照ください。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となるダイユーエイト及びリックコーポレーションの生産、受注及び販売の状況については、各社の有価証券報告書(ダイユーエイトにおいては平成28年5月19日提出、リックコーポレーションにおいては平成28年5月27日提出)及び四半期報告書(ダイユーエイトにおいては平成28年7月1日提出、リックコーポレーションにおいては平成28年7月12日提出)をご参照ください。

3 【対処すべき課題】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

当社の完全子会社となるダイユーエイト及びリックコーポレーションの対処すべき課題については、各社の有価証券報告書(ダイユーエイトにおいては平成28年5月19日提出、リックコーポレーションにおいては平成28年5月27日提出)及び四半期報告書(ダイユーエイトにおいては平成28年7月1日提出、リックコーポレーションにおいては平成28年7月12日提出)をご参照ください。

4 【事業等のリスク】

当社は本報告書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転によりダイユーエイト及びリックコーポレーションの完全親会社となるため、当社の設立後は本報告書提出日現在における各社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。各社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは下記(2)及び(3)のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は別段の記載のない限り、本報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は平成28年9月1日を予定しており、現在経営統合に向けた準備をダイユーエイト及びリックコーポレーションで進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・関係当局の承認等が得られない、または延期となるリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な変化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(2) ダイユーエイトの事業等のリスク

ダイユーエイトの経営成績、財政状態等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。

① 出店に関する法的規制について

新規出店に関する規制としましては、平成12年6月より施行された大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下、「大店立地法」)があります。大店立地法は、売場面積1,000㎡超の新規出店や既存店舗の増床等について、騒音、交通渋滞、ごみ処理問題等から出店地近隣住民の生活を守る立場から、都道府県または政令指定都市が一定の審査を行い規制するものであります。さらに、平成20年6月には、構造偽装問題を背景に審査の厳格化を主眼とした改正建築基準法が施行されました。

またダイユーエイトグループが地盤とする福島県におきましては「県商業まちづくりの推進に関する条例」(商業まちづくり推進条例)が平成18年10月1日から施行されております。これは中心市街地の空洞化対策として、店舗面積6,000㎡以上の出店計画がある場合には県が広域調整の視点から、中心市街地への誘導を図ろうとするものであります。

そのため、新規出店に際し、出店までの期間の長期化や出店コストの増加、出店地域制限等の影響を受け、ダイユーエイトグループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 競合店の影響について

ダイユーエイトグループの小売事業においては、同業他社の出店による競合に加えドラッグストアや大型専門店等の他業態との競合が一部の地域であり、客数の減少、客単価の低下等により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 出店政策及び出店計画について

ダイユーエイトグループは、主力の「ホームセンターダイユーエイト」に続く「One's cycle」及び「ペットワールドアミーゴ」の業容拡大を図っておりますが、これらの戦略が奏功しない場合はダイユーエイトグループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また新規出店計画について、ダイユーエイトグループの出店基準に合致する用地確保が困難な場合があるほか、用地確保ができた場合でも工事進捗の遅延や、出店後における立地環境等の多大な変化、計画された店舗収益が確保できないなどの事態が生じた場合には、ダイユーエイトグループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 天候による影響について

ダイユーエイトグループは、過去の季節変動要因の分析をもとに年間の販売促進計画を策定しておりますが、地球温暖化の影響等により予想とは異なる気象状況が発生する可能性がある中で、冷夏、暖冬、週末の天候不順等の気象要因による季節商品の需要低下等により販売促進計画を下回った場合、ダイユーエイトグループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 法的規制について

ダイユーエイトグループの事業においては、不当景品類及び不当表示防止法、環境リサイクル関連法規、等種々の法的規制を受けております。ダイユーエイトグループでは全方位的に法令遵守に取り組んでおりますが、今後規制が強化された場合には、体制整備のためのコスト負担増が見込まれ、ダイユーエイトグループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、ダイユーエイトグループが運営する食品スーパーは、食品衛生法の規制を受けております。過去においてダイユーエイトグループで販売した商品による食中毒等の事故は発生しておりません。食料品販売に関しましては、食に対する不安の高まりもあって、常に衛生管理・鮮度管理・温度管理等を徹底し万全の体制で臨んでおります。しかしながら、原産地表示の改ざんや健康阻害の可能性のある原材料類の混入事例が後を絶たず、食に対する不安が蔓延している状況にあり、内部要因若しくは外部要因を問わず食品衛生管理上の事故等が将来発生する可能性は否定できません。そのような事態が発生した場合にはダイユーエイトグループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 固定資産の減損等について

ダイユーエイトグループは第40期連結会計年度におきまして固定資産の減損損失を7千7百万円計上しておりますが、今後減損の兆候が認められ、減損損失の認識をすべきであると判定された固定資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上することになり、ダイユーエイトグループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、ダイユーエイトグループは、既存店舗活性化を図るため定期的によりニューアル等を行っておりますが、黒字化の見通しの立たない店舗については、退店を実施していく予定であります。退店に伴い店舗設備等の固定資産除却損の計上に加え、契約上保証金等の全部若しくは一部が返還されない可能性があり、ダイユーエイトグループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 有利子負債残高について

ダイユーエイトグループは店舗の出店及び改装に伴い多額の資金を必要とするため、第40期連結会計年度末の有利子負債残高は、109億8千2百万円(連結ベース)、有利子負債比率は32.7%(有利子負債残高/総資産)と高い水準となっております。当座貸越契約、シンジケートローン契約及び平成26年6月20日に契約締結したコミットメントライン等による資金調達の効率化・安定化を図っておりますが、今後の経済情勢・金融環境の変化・市中金利動向等によって、ダイユーエイトグループの業績に影響を与える可能性があります。

⑧ 個人情報について

ダイユーエイトグループでは、ポイントカードによるお客様サービスを行っており、個人情報を保有しております。個人情報については、個人情報保護に対する社会的要請を十分に認識し、「プライバシーポリシー」を制定し、「店舗マニュアル」において社内ルールを取り決め、全社を挙げて個人情報の保護に努めております。しかしながら、何らかの原因で個人情報の流出が発生した場合には、ダイユーエイトグループの社会的信用が失墜することで、業績に影響を与える可能性があります。

⑨ 消費者動向の変化について

ダイユーエイトグループにおいては、DIY用品、家庭用品、カー・レジャー用品、文具・事務用品、ペット生体(犬・猫他)、ペットフード・用品、食品、その他多種多様な商品の販売を行っておりますが、消費者動向に応じて、販売品目の構成が変動することにより、ダイユーエイトグループの収益性に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 特定地域への依存について

ダイユーエイトグループの出店地域は、南東北及び北関東が中心となっております。当該地域において地震等の災害が発生し、店舗の損壊、電力・ガス・水道などのライフラインの寸断などによる店舗営業の一時停止や、交通網の寸断等により、ダイユーエイトグループの店舗への集客が困難となった場合、あるいは同地域に特定した経済的ダメージが発生し消費者の消費環境が悪化した場合等には、ダイユーエイトグループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ M&Aについて

ダイユーエイトグループは、事業の拡大を図るために、M&Aを重要な経営戦略の一つとして考えております。M&Aを行う場合は、対象企業の財務内容や契約関係等について綿密なデューデリジェンスを行うことで、極力リスクを回避するように努めておりますが、買収後における偶発債務や未認識の債務が発生する可能性は否定できません。

また、M&Aによる事業展開につきましても、その後の経済状況や業界環境の変化等により、ダイユーエイトグループが当初想定したシナジーや事業拡大の成果が得られなかった場合、ダイユーエイトグループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 自然災害について

地震や噴火等の自然災害発生によって、ダイユーエイトグループの拠点やライフラインの損傷やオペレーションシステム等主要なインフラが損害を受ける可能性があります。大規模な地震等により、ダイユーエイトグループの本社・店舗・物流センター等が被災し、一時的に機能を喪失する等が発生した場合、ダイユーエイトグループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) リックコーポレーションの事業等のリスク

リックコーポレーションの経営成績、財政状態等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。

① 店舗展開について

リックコーポレーションはホームセンター事業及びペット事業を行っており、第62期連結会計年度末現在、ホームセンター事業においては、中国地区(岡山県、広島県)、四国地区(愛媛県、香川県)の4県、ペット事業においては中国地区(岡山県、広島県、山口県)、四国地区(愛媛県、香川県、高知県、徳島県)、近畿地区(兵庫県、大阪府)、中部地区(愛知県)、関東地区(神奈川県)の1府10県に事業を展開しております。

また、リックコーポレーションの子会社においては、株式会社ジョーカーが関東地区を中心にペットショップを運営し、有限会社アグリ元気岡山が岡山県内において農産物の生産・直売、観光農園事業等を行っております。

ア 新規出店に関するリスク

リックコーポレーションの出店戦略は、ホームセンター事業及びペット事業において、岡山県を中心としたドミナントを形成しながら近隣他県への進出を行い、市場シェアの拡大及び地域に根ざした店舗運営を目指しております。

しかし、今後の出店に際し、リックコーポレーションが十分な収益を確保できるだけの新規出店に適した土地・建物の確保が計画どおりに進まない場合には、出店計画が変更になる可能性があり、リックコーポレーショングループの業績等に影響を与える可能性があります。

イ 敷金及び保証金、建設協力金(貸付金計上)に伴うリスク

リックコーポレーショングループでは、賃貸借による出店を基本としております。このため、賃貸借契約締結に際し、賃貸人に対して差入保証金・敷金等を差入れるケースが殆どであります。第62期連結会計年度末における敷金及び保証金の残高は1,797百万円であり、総資産の10.7%を占めております。

リックコーポレーショングループでは、賃貸人の信用調査を実施することにより敷金及び保証金の保全を確保するとともに、貸倒実績を考慮し、適切に貸倒引当金を計上しておりますが、賃貸人の経営破綻等によって貸倒損失が発生した場合、事業活動及び将来の成長が阻害される可能性を有しております。

また、新たに建物を建設する場合、賃貸人に対して建設協力金を拠出する場合があります。建設協力金は、賃借料と相殺して返済を受けるものでありますが、何らかの事情により建設協力金の返済が受けられない事態が発生した場合、リックコーポレーショングループの業績等に影響を与える可能性があります。

ウ 店舗閉鎖に伴うリスク

リックコーポレーショングループは、既存店舗活性化を図るため定期的リニューアル等を行っておりますが、収益改善の見通しのたたない事業所については閉鎖を実施していく予定であります。不採算事業所の閉鎖に伴い、賃貸借契約を中途解約した場合、敷金及び保証金、建設協力金の全部もしくは一部が返還されない可能性があり、リックコーポレーショングループの業績等に影響を与える可能性があります。

エ 固定資産の減損損失のリスク

リックコーポレーショングループは、第61期連結会計年度において固定資産の減損損失465百万円を計上しております。第62期連結会計年度の減損損失は微小であったものの、今後も減損の兆候が認められ、減損損失の認識をすべきであると判定された固定資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上することになり、リックコーポレーショングループの業績等に影響を与える可能性があります。

なお、固定資産の減損会計の適用状況及び会計基準についての変更はありません。

オ のれんの減損損失のリスク

リックコーポレーショングループは、企業買収に伴って発生したのれんを計上しております。当該のれんは、買収した企業の事業価値、将来の収益力を適切に反映したものと考えておりますが、事業環境や競合状況の変化その他の事由により期待する成果が得られない場合、減損損失が発生し、リックコーポレーショングループの業績等に影響を与える可能性があります。

② 市場競合状況について

リックコーポレーショングループの属する小売業界は、長引く個人消費の低迷や異業種との価格競争等により、厳しい競合状態が続いております。リックコーポレーショングループが事業を展開する地域における競合他社の動向や新規参入業者等の状況によっては、価格競争がリックコーポレーションの予想を超えて販売価格の下落を招く可能性もあり、ホームセンター事業を主として、リックコーポレーショングループの業績等に影響を与える可能性

があります。

③ 有利子負債について

リックコーポレーショングループは、店舗の出店及び改装に伴う設備資金を主に金融機関からの借入により調達しております。このためリックコーポレーショングループの直近3期間の総資産に占める有利子負債への依存度等は下表のとおり高い水準で推移しております。

金融機関に対する支払利息はわずかながら減少傾向にありますが、今後、借入金利が上昇に転じた場合には、リックコーポレーショングループの業績等に影響を与える可能性があります。

	第60期連結会計年度 (平成26年2月28日)	第61期連結会計年度 (平成27年2月28日)	第62期連結会計年度 (平成28年2月29日)
有利子負債残高(百万円)	9,152	9,279	10,587
有利子負債依存度(%)	64.2	64.0	62.8
純資産額(百万円)	2,070	1,974	2,030
自己資本比率(%)	14.5	13.6	12.1
総資産額(百万円)	14,249	14,495	16,837
支払利息(百万円)	125	113	110

(注) 第62期連結会計年度末の有利子負債残高のうち金融機関からの借入金は9,982百万円(社債を含む)であり、その他はリース債務及び賃貸先からの受入建設協力金となっております。

④ 仕入価格の変動について

リックコーポレーショングループは、メーカー・ベンダー及び生産者等からの仕入を基本としているため、原材料の高騰による商品仕入単価のアップ、不安定供給による商品切れ、天災等による生産不良等が発生した場合には、収益並びに利益率が悪化する可能性があります。

また、メーカー・ベンダーの輸入商品に依存している割合が高い場合、為替の変動による商品仕入単価のアップ、不安定供給による商品切れが発生する可能性があり、リックコーポレーショングループの業績等に影響を与える可能性があります。

⑤ 生体販売について

リックコーポレーションのペット事業を主とした犬猫生体の販売は、犬猫生体が特異な商品であることから1店舗(子会社を含まない)を除き、自社での取扱いは行っておらず、販売業務委託業者による販売を行っております。

このためリックコーポレーションでの在庫リスクはないものの、販売業務委託業者の経営状況による売価政策、サービスレベルのバラつき等により、店舗販売力及び長期的な顧客確保に影響を及ぼしており、安定的なサービス体制が構築されるまでの間、販売業務委託業者の販売力の不均衡によりリックコーポレーショングループの業績が左右される可能性があります。

⑥ 気象条件等について

リックコーポレーションのホームセンター事業の取扱商品の中には、季節性の強い商品も含まれており、冷夏や暖冬及び長雨等天候不順によって、来店客数や季節商品の需要動向が著しく変動した場合には、売上高の減少や在庫が余剰となる可能性があります。また、地震等の天災の影響により、販売力が大幅に低下し、リックコーポレーショングループの業績等に影響を与える可能性があります。

リックコーポレーションの子会社の農産物の生産・直売及び観光農園事業等の取扱商品は、農産物を主とした生鮮品であることから、冷夏や暖冬及び長雨等天候不順等の要因により生産量及び販売価格が大きく変動し、商品の安定供給や売上高の減少を招き、リックコーポレーショングループの業績等に影響を与える可能性があります。

⑦ 業績の季節変動について

リックコーポレーショングループの業績はホームセンター事業を主として、上半期(3月～8月)に偏重する傾向があります。

これは、3月から4月にかけて就職・進学や転勤等の新生活準備等に伴い家庭用品等の需要が高まること、また3月から6月にかけて花・園芸用品の需要期であることが大きな要因となっております。

第61期連結会計年度及び第62期連結会計年度の上半期及び下半期の業績は以下のとおりであります。

	第61期連結会計年度 (平成27年2月期)			第62期連結会計年度 (平成28年2月期)		
	上半期	下半期	通期	上半期	下半期	通期
売上高(百万円)	14,301	13,887	28,188	14,828	14,835	29,663
構成比(%)	50.7	49.3	100.0	50.0	50.0	100.0
営業利益(百万円)	311	71	382	463	89	552
構成比(%)	81.2	18.8	100.0	83.8	16.2	100.0
経常利益(百万円)	260	29	290	412	61	474
構成比(%)	89.9	10.1	100.0	87.0	13.0	100.0

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

⑧ 「大規模小売店舗立地法」等の規制について

売場面積1,000㎡を超える店舗の出店につきましては、大規模小売店舗立地法等の定めにより環境対策等の規制が行われており、規制をクリアできなければ出店することができないこととなっております。

現在リックコーポレーションのホームセンター事業において、約3,300㎡の売場面積を有した店舗の出店を行っておりますが、売場面積が1,000㎡を超える場合には、大規模小売店舗立地法等の規制の対象となるため、出店にあたり、スケジュールの難航やコスト負担の増加等の影響を受ける可能性があります。

⑨ 人材確保について

リックコーポレーショングループでは、更なる成長を行うために、優秀な人材を確保し育成していくことは重要課題であると認識しております。退職率は低下傾向にありますが、少子高齢化の進行や地方都市の人口減少等、今後の経済環境の変化からリックコーポレーションで確保できる優秀な人材が減少する可能性があり、十分な知識技能を有している従業員の不足により業績の悪化を招く恐れがあります。

⑩ 個人情報管理について

リックコーポレーショングループでは、販売促進を目的としたポイントカード制度を採用しており、多数の個人情報を扱っております。取得した個人情報の取扱いについては細心の注意を払い、社内規程の整備を行う等の厳正な管理に努めておりますが、システムの瑕疵等の不測の事態により、個人情報の外部流出等が発生した場合には、損害賠償請求やリックコーポレーショングループの信用低下等により、リックコーポレーショングループの業績等に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となるダイユーエイト及びリックコーポレーションの経営上の重要な契約等については、各社の有価証券報告書(ダイユーエイトにおいては平成28年5月19日提出、リックコーポレーションにおいては平成28年5月27日提出)及び四半期報告書(ダイユーエイトにおいては平成28年7月1日提出、リックコーポレーションにおいては平成28年7月12日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となるダイユーエイト及びリックコーポレーションの研究開発活動については、各社の有価証券報告書(ダイユーエイトにおいては平成28年5月19日提出、リックコーポレーションにおいては平成28年5月27日提出)及び四半期報告書(ダイユーエイトにおいては平成28年7月1日提出、リックコーポレーションにおいては平成28年7月12日提出)をご参照ください。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となるダイユーエイト及びリックコーポレーションの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、各社の有価証券報告書(ダイユーエイトにおいては平成28年5月19日提出、リックコーポレーションにおいては平成28年5月27日提出)及び四半期報告書(ダイユーエイトにおいては平成28年7月1日提出、リックコーポレーションにおいては平成28年7月12日提出)をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるダイユーエイト及びリックコーポレーションの設備投資等の概要については、各社の有価証券報告書(ダイユーエイトにおいては平成28年5月19日提出、リックコーポレーションにおいては平成28年5月27日提出)及び四半期報告書(ダイユーエイトにおいては平成28年7月1日提出、リックコーポレーションにおいては平成28年7月12日提出)をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるダイユーエイト及びリックコーポレーションの主要な設備の状況については、各社の有価証券報告書(ダイユーエイトにおいては平成28年5月19日提出、リックコーポレーションにおいては平成28年5月27日提出)及び四半期報告書(ダイユーエイトにおいては平成28年7月1日提出、リックコーポレーションにおいては平成28年7月12日提出)をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるダイユーエイト及びリックコーポレーションの設備の新設、除却等の計画については、各社の有価証券報告書(ダイユーエイトにおいては平成28年5月19日提出、リックコーポレーションにおいては平成28年5月27日提出)及び四半期報告書(ダイユーエイトにおいては平成28年7月1日提出、リックコーポレーションにおいては平成28年7月12日提出)をご参照ください。

第4 【上場申請会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

平成28年9月1日時点の当社の株式の総数等は以下のとおりとなる予定です。

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	15,174,222	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。
計	15,174,222	—	—

(注) 平成28年2月20日時点におけるダイユーエイトの発行済株式総数(9,234,000株)、平成28年2月29日時点におけるリックコーポレーションの発行済株式総数(5,000,000株)に基づいて算出しております。ただし、ダイユーエイト及びリックコーポレーションは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し、又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、ダイユーエイトが平成28年2月20日時点で保有する自己株式である普通株式117株、リックコーポレーションが平成28年2月29日時点で保有する自己株式である普通株式75,388株(当該株式数に、株式給付信託(J-ESOP)制度の信託財産として信託口が保有している自己株式199,500株は含まれていません。)については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しています。なお、実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(2) 【新株予約権等の状況】

ダイユーエイトが既に発行している、または発行予定の新株予約権は、本株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたします。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりであります。

① ダイユー・リックホールディングス株式会社 2014年度 株式報酬型新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成28年9月1日)
新株予約権の数(個)	233(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙3 ダイユー・リックホールディングス株式会社 2014年度 株式報酬型新株予約権の内容の「2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙3 ダイユー・リックホールディングス株式会社 2014年度 株式報酬型新株予約権の内容の「3. 新株予約権の払込金額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成28年9月1日 至 平成56年6月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙3 ダイユー・リックホールディングス株式会社 2014年度 株式報酬型新株予約権の内容の「5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の額」及び「7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙3 ダイユー・リックホールディングス株式会社 2014年度 株式報酬型新株予約権の内容の「9. 新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要しません。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙3 ダイユー・リックホールディングス株式会社 2014年度 株式報酬型新株予約権の内容の「11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

(注) 平成28年3月31日現在の株式会社ダイユーエイト 2014年度 株式報酬型新株予約権の個数であります。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数のダイユー・リックホールディングス株式会社 2014年度 株式報酬型新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに株式会社ダイユーエイト 2014年度 株式報酬型新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

② ダイユー・リックホールディングス株式会社 2015年度 株式報酬型新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成28年9月1日)
新株予約権の数(個)	208(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙5 ダイユー・リックホールディングス株式会社 2015年度 株式報酬型新株予約権の内容の「2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙5 ダイユー・リックホールディングス株式会社 2015年度 株式報酬型新株予約権の内容の「3. 新株予約権の払込金額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成28年9月1日 至 平成57年6月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙5 ダイユー・リックホールディングス株式会社 2015年度 株式報酬型新株予約権の内容の「5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の額」及び「7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙5 ダイユー・リックホールディングス株式会社 2015年度 株式報酬型新株予約権の内容の「9. 新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要しません。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙5 ダイユー・リックホールディングス株式会社 2015年度 株式報酬型新株予約権の内容の「11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

(注) 平成28年3月31日現在の株式会社ダイユーエイト 2015年度 株式報酬型新株予約権の個数であります。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数のダイユー・リックホールディングス株式会社 2015年度 株式報酬型新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに株式会社ダイユーエイト 2015年度 株式報酬型新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

③ ダイユー・リックホールディングス株式会社 2016年度 株式報酬型新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成28年9月1日)
新株予約権の数(個)	274(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙7 ダイユー・リックホールディングス株式会社 2016年度 株式報酬型新株予約権の内容の「2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙7 ダイユー・リックホールディングス株式会社 2016年度 株式報酬型新株予約権の内容の「3. 新株予約権の払込金額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成28年9月1日 至 平成58年6月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙7 ダイユー・リックホールディングス株式会社 2016年度 株式報酬型新株予約権の内容の「5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の額」及び「7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙7 ダイユー・リックホールディングス株式会社 2016年度 株式報酬型新株予約権の内容の「9. 新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要しません。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙7 ダイユー・リックホールディングス株式会社 2016年度 株式報酬型新株予約権の内容の「11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

(注) 平成28年4月8日の取締役会において決議した株式会社ダイユーエイト 2016年度 株式報酬型新株予約権の個数であります。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数のダイユー・リックホールディングス株式会社 2016年度 株式報酬型新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに株式会社ダイユーエイト 2016年度 株式報酬型新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成28年9月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年9月1日	15,174,222 (予定)(注)	15,174,222 (予定)(注)	2,000	2,000	500	500

(注) 平成28年2月20日時点におけるダイユーエイトの発行済株式総数(9,234,000株)、平成28年2月29日時点におけるリックコーポレーションの発行済株式総数(5,000,000株)に基づいて算出しております。ただし、ダイユーエイト及びリックコーポレーションは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し、又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、ダイユーエイトが平成28年2月20日時点で保有する自己株式である普通株式117株、リックコーポレーションが平成28年2月29日時点で保有する自己株式である普通株式75,388株(当該株式数に、株式給付信託(J-ESOP)制度の信託財産として信託口が保有している自己株式199,500株は含まれていません。)については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しています。なお、実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社でありますので、本報告書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるダイユーエイト(平成28年2月20日現在)及びリックコーポレーション(平成28年2月29日現在)の所有者別状況は以下のとおりであります。

① ダイユーエイト

平成28年2月20日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	29	24	169	31	12	11,366	11,631	—
所有株式数 (単元)	—	14,088	495	29,726	1,375	68	46,570	92,322	1,800
所有株式数 の割合(%)	—	15.26	0.54	32.19	1.49	0.07	50.45	100.00	—

(注) 1. 自己株式117株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に17株含まれております。

2. 証券保管振替機構名義の株式は、「その他の法人」に28単元含まれております。

② リックコーポレーション

平成28年2月29日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	12	7	70	2	20	11,753	11,864	—
所有株式数 (単元)	—	8,090	41	5,982	10	20	35,849	49,992	800
所有株式数 の割合(%)	—	16.18	0.08	11.97	0.02	0.04	71.71	100.0	—

(注) 自己株式75,388株は、「個人その他」に753単元及び「単元未満株式の状況」に88株を含めて記載しております。なお、株式給付信託(J-ESOP)導入のために設定した資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有するリックコーポレーション株式1,995単元は自己株式に含まれておらず、「金融機関」に含まれております。また、当該株式は連結財務諸表及び財務諸表においては、自己株式として処理しております。

(6) 【大株主の状況】

当社は新設会社でありますので、本報告書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるダイユーエイト(平成28年2月20日現在)及びリックコーポレーション(平成28年2月29日現在)の株主データに基づき、株式移転比率を勘案した当社の大株主の状況は以下のとおりです。

平成28年9月1日現在(予定)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
有限会社アサクラ・HD	福島県福島市大笹生字座頭石26番地の8	1,343	8.85
リック社員持株会	岡山市北区下中野465番地の4	778	5.12
ダイユーエイト社員持株会	福島県福島市太平寺字堰ノ上58	455	3.00
株式会社東邦銀行	福島県福島市大町3-25	364	2.40
川西 良治	岡山市北区	270	1.78
浅倉 俊一	福島県福島市	249	1.64
株式会社リックコーポレーション	岡山市北区下中野465番地の4	222	1.46
株式会社ダイユーエイト	福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地	200	1.31
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	東京都中央区晴海一丁目8-12晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟	199	1.31
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5-5	197	1.30
計	—	4,282	28.22

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において当社株式の所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるダイユーエイト(平成28年2月20日現在)及びリックコーポレーション(平成28年2月29日現在)の発行済株式は、以下のとおりです。

ア ダイユーエイト

平成28年2月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	—	権利内容に何ら限定のないダイユーエイトにおける標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,232,100	92,321	同上
単元未満株式	普通株式 1,800	—	同上
発行済株式総数	9,234,000	—	—
総株主の議決権	—	92,321	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の名義書換失念株式が2,800株(議決権28個)含まれております。

イ リックコーポレーション

平成28年2月29日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 75,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,923,900	49,239	—
単元未満株式	普通株式 800	—	—
発行済株式総数	5,000,000	—	—
総株主の議決権	—	49,239	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有しているリックコーポレーション株式199,500株が含まれております。なお、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有しているリックコーポレーション株式は、連結財務諸表及び財務諸表において自己株式として表示しております。

2. 「単元未満株式」の普通株式には、リックコーポレーション所有の自己株式88株が含まれております。

② 【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生時点において、当社の自己株式を保有しておりません。

なお、当社の完全子会社となるダイユーエイト(平成28年2月20日現在)及びリックコーポレーション(平成28年2月29日現在)の自己株式については、以下のとおりです。

ア ダイユーエイト

平成28年2月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
ダイユーエイト	福島県福島市太平 寺字堰ノ上58番地	100	—	100	0.0
計	—	100	—	100	0.0

イ リックコーポレーション

平成28年2月29日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
リックコーポ レーション	岡山市北区下中野 465番地の4	75,300	—	75,300	1.50
計	—	75,300	—	75,300	1.50

(注) 上記のほか、「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有しているリックコーポレーション株式199,500株を、連結財務諸表及び財務諸表において自己株式として表示しております。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は新設会社であるため、本報告書の提出日現在において該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるダイユーエイトのストックオプション制度の内容は以下のとおりであります。

① ダイユーエイト

ダイユーエイトは、ストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法第361条に基づき株式報酬型ストックオプションとして、取締役に対して新株予約権を年額30百万円以内の範囲で割り当てることを、平成26年5月16日開催の定時株主総会において決議されたものであり、その内容は以下のとおりです。

(平成26年5月16日定時株主総会決議並びに平成26年5月16日取締役会決議)

決議年月日	平成26年5月16日
付与対象者の区分及び人数	ダイユーエイトの取締役(社外取締役を除く)6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙2 株式会社ダイユーエイト 2014年度 株式報酬型新株予約権の内容の「2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙2 株式会社ダイユーエイト 2014年度 株式報酬型新株予約権の内容の「3. 新株予約権の払込金額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成26年6月11日 至 平成56年6月10日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙2 株式会社ダイユーエイト 2014年度 株式報酬型新株予約権の内容の「9. 新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙2 株式会社ダイユーエイト 2014年度 株式報酬型新株予約権の内容の「11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

(平成26年5月16日定時株主総会決議並びに平成27年5月15日取締役会決議)

決議年月日	平成27年5月15日
付与対象者の区分及び人数	ダイユーエイトの取締役(社外取締役を除く)6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙4 株式会社ダイユーエイト 2015年度 株式報酬型新株予約権の内容の「2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙4 株式会社ダイユーエイト 2015年度 株式報酬型新株予約権の内容の「3. 新株予約権の払込金額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成27年6月11日 至 平成57年6月10日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙4 株式会社ダイユーエイト 2015年度 株式報酬型新株予約権の内容の「9. 新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙4 株式会社ダイユーエイト 2015年度 株式報酬型新株予約権の内容の「11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

(平成26年5月16日定時株主総会決議並びに平成28年4月8日取締役会決議)

決議年月日	平成28年4月8日
付与対象者の区分及び人数	ダイユーエイトの取締役(社外取締役を除く)7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙6 株式会社ダイユーエイト 2016年度 株式報酬型新株予約権の内容の「2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙6 株式会社ダイユーエイト 2016年度 株式報酬型新株予約権の内容の「3. 新株予約権の払込金額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成28年6月11日 至 平成58年6月10日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙6 株式会社ダイユーエイト 2016年度 株式報酬型新株予約権の内容の「9. 新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙6 株式会社ダイユーエイト 2016年度 株式報酬型新株予約権の内容の「11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

② リックコーポレーション

該当事項はありません。

(9) 【従業員株式所有制度の内容】

当社は新設会社であるため、本報告書の提出日現在において該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるリックコーポレーションの従業員株式所有制度の内容は以下のとおりであります。

① ダイユース

該当事項はありません。

② リックコーポレーション

ア 従業員株式所有制度の概要

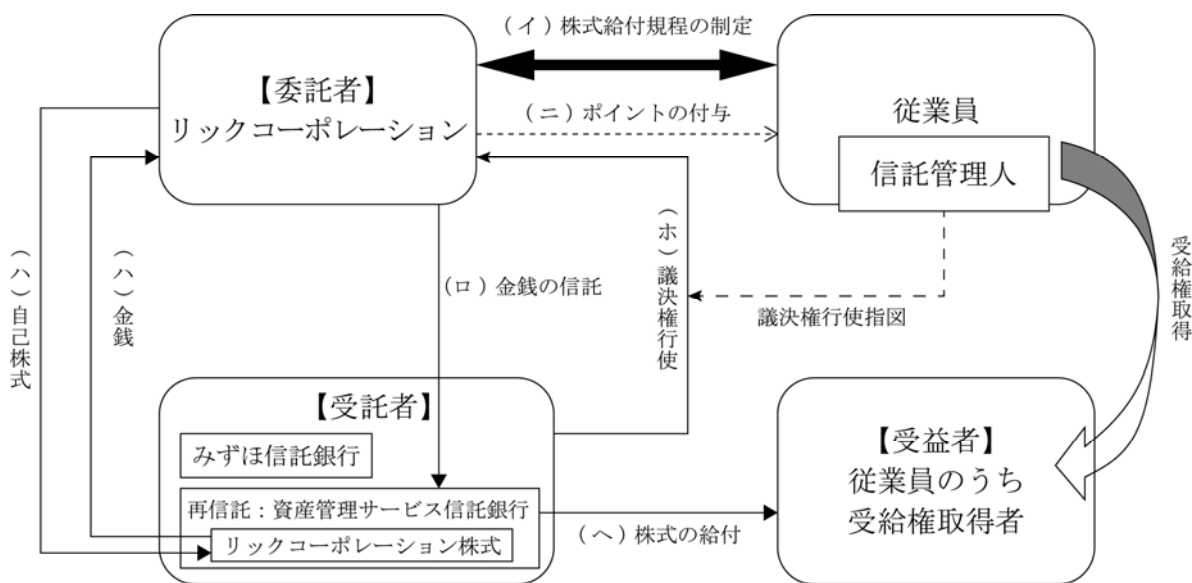
リックコーポレーションは平成25年9月13日開催の取締役会において、リックコーポレーションの株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつき決議し、平成26年2月3日にみずほ信託銀行株式会社との間で信託契約を締結いたしました。

本制度は、予めリックコーポレーションが定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たしたリックコーポレーションの従業員に対しリックコーポレーション株式を給付する仕組みです。

リックコーポレーションは、従業員に対し役職や各個人の評価等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当するリックコーポレーション株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、リックコーポレーション従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

<本制度の仕組み>



(イ)リックコーポレーションは、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。

(ロ)リックコーポレーションは、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行の再信託先である資産管理サービス信託銀行に金銭を信託(他益信託)します。

(ハ)資産管理サービス信託銀行は、信託された金銭により、リックコーポレーション株式を取得します。

(ニ)リックコーポレーションは、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、「ポイント」を付与します。

(ホ)資産管理サービス信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。

(ヘ)従業員は、受給権取得後に資産管理サービス信託銀行から累積した「ポイント」に相当するリックコーポレーション株式の給付を受けます。

イ 従業員等持株会に取得させる予定の株式の総数
200,000株

ウ 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲
「株式給付規程」の定めにより財産給付を受ける権利が確定したリックコーポレーションの従業員に限定しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は新設会社であるため、配当政策につきましては未定であります。配当の決定機関につきましては、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会によるものとする予定です。

当社の剰余金の配当につきましては、毎年2月末日を基準日として期末配当を行うことができる旨、及び毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定める予定です。

4 【株価の推移】

当社は新設会社であるため、株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となるダイユーエイト及びリックコーポレーションの株価の推移は以下のとおりです。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

① ダイユーエイト

回次	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
決算年月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月
最高(円)	974	849	757	920	890
最低(円)	361	508	590	620	711

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

② リックコーポレーション

回次	第58期	第59期	第60期	第61期	第62期
決算年月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月
最高(円)	308	515	632	1,000	974
最低(円)	137	239	400	462	648

(注) 最高・最低株価は、平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

① ダイユーエイト

月別	平成27年12月	平成28年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	875	885	817	713	717	699
最低(円)	829	782	711	667	667	675

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

② リックコーポレーション

月別	平成27年12月	平成28年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	974	952	860	712	700	660
最低(円)	885	762	700	682	637	636

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

就任予定の当社の役員 の 状 況 は、以下 の と お り で す。

男性10名 女性0名（役員 の うち 女性 の 比 率 0.0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するダイユーエイトの株式数 (2) 所有するリックコーポレーションの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
代表取締役社長		浅倉俊一	昭和25年 1月18日生	昭和43年4月 福島トヨタ自動車株式会社入社 昭和45年3月 カーメイト福島創業(個人経営) 昭和49年3月 東京ディスカウントショップ創業(個人経営) 昭和51年4月 株式会社アサクラ(現株式会社ダイユーエイト)設立 代表取締役社長 昭和52年6月 株式会社ダイユーエイト(商号変更) 代表取締役社長(現任) 昭和61年11月 株式会社エイトメイト(エイト開発株式会社)代表取締役社長 平成8年8月 有限会社エイト薬品代表取締役社長 平成13年7月 株式会社エイトフーズ代表取締役社長 平成17年9月 株式会社ダイユーエイト・ホームサービス取締役 平成18年8月 株式会社ダイユーエイト・ホームサービス代表取締役社長 平成20年3月 株式会社エイトファーム代表取締役社長 平成20年6月 株式会社エイトフーズ代表取締役 平成21年3月 株式会社DKYコーポレーション取締役 平成21年4月 株式会社アレンザコーポレーション(現株式会社アレンザ・ジャパン)取締役 平成21年5月 株式会社リックコーポレーション取締役(現任)	(注)2	(1) 224,900株 (2) 0株 (3) 249,639株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するダイユーエイトの株式数 (2) 所有するリックコーポレーションの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
専務取締役		川西良治	昭和28年 2月4日生	昭和51年4月 三洋証券株式会社入社 昭和54年2月 株式会社ニューライフ入社 昭和55年2月 株式会社ナガサキヤ入社 平成元年1月 岡山シンコー株式会社入社 平成3年9月 株式会社リックコーポレーション入社 平成9年2月 同社経理部ゼネラルマネージャー 平成11年5月 同社取締役 平成14年5月 同社管理本部長 平成18年5月 同社常務取締役管理本部長 平成19年1月 同社専務取締役管理本部長 平成21年4月 株式会社アレンザコーポレーション(現株式会社アレンザ・ジャパン) 監査役(現任) 平成22年3月 株式会社リックコーポレーション代表取締役社長(現任) 平成22年5月 株式会社ダイユーエイト取締役(現任) 平成26年4月 株式会社ホームセンターアグロ取締役(現任) 平成27年6月 株式会社アニコムホールディングス取締役(現任) 平成27年9月 株式会社ジョーカー専務取締役(現任)	(注) 2	(1) 0株 (2) 270,900株 (3) 270,900株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するダイユーエイトの株式数 (2) 所有するリックコーポレーションの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
取締役		阿部和博	昭和25年 1月6日生	昭和48年4月 株式会社ジョイマート入社 昭和55年7月 株式会社ダイユーエイト入社 平成2年3月 同社商品部長 平成2年4月 同社取締役商品部長 平成4年11月 同社取締役店舗運営部長 平成6年2月 同社取締役商品部長 平成7年2月 同社常務取締役営業本部長 平成12年9月 同社常務取締役営業本部長兼商品部長 平成13年4月 同社常務取締役営業本部長 平成15年1月 同社専務取締役営業統括部長 平成19年1月 同社取締役副社長営業統括兼販売統括部長 平成20年5月 株式会社ダイユーエイト・ホームサービス取締役 平成21年1月 株式会社ダイユーエイト取締役副社長営業統括部長兼販促部長 平成21年3月 株式会社DKYコーポレーション代表取締役社長 平成22年2月 株式会社ダイユーエイト取締役副社長営業担当 平成23年2月 同社取締役副社長営業統括部長(現任) 平成24年4月 株式会社アレンザ・ジャパン取締役(現任)	(注) 2	(1) 46,000株 (2) 0株 (3) 51,060株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するダイユーエイトの株式数 (2) 所有するリックコーポレーションの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
取締役		吉原重治	昭和36年 3月1日生	平成14年6月 株式会社リックコーポレーション入社 平成20年4月 同社ホームセンター事業部事業部長 平成21年5月 同社商品統括部ゼネラルマネージャー 平成22年5月 同社取締役 平成25年3月 同社アミーゴ事業部ゼネラルマネージャー 平成25年5月 同社常務取締役 平成26年3月 同社事業統括副部長 平成27年3月 同社営業本部長(現任) 平成27年4月 株式会社アレンザ・ジャパン取締役(現任) 平成27年9月 株式会社ジョーカー取締役(現任) 平成28年5月 株式会社リックコーポレーション専務取締役(現任)	(注) 2	(1) 0株 (2) 63,000株 (3) 63,000株
取締役		三瓶善明	昭和27年 11月11日生	昭和52年7月 有限会社宮崎会計事務所入社 昭和55年11月 株式会社ダイユーエイト入社 昭和61年11月 エイト開発株式会社取締役 平成元年3月 株式会社ダイユーエイト管理本部長 平成2年4月 同社常務取締役管理本部長 平成4年11月 同社常務取締役商品部長 平成6年2月 同社常務取締役営業本部長 平成7年2月 同社常務取締役支援本部長 平成13年4月 同社専務取締役経営企画室長 平成13年7月 株式会社エイトフーズ監査役 平成17年9月 株式会社ダイユーエイト・ホームサービス監査役 平成18年2月 株式会社エイトフーズ取締役 平成21年4月 株式会社アレンザコーポレーション(現株式会社アレンザ・ジャパン)監査役(現任) 平成23年2月 株式会社ダイユーエイト専務取締役業務推進室長 平成25年1月 同社専務取締役業務推進室長兼情報システム部長(現任)	(注) 2	(1) 46,400株 (2) 0株 (3) 51,504株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するダイユーエイトの株式数 (2) 所有するリックコーポレーションの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
取締役		湯浅直樹	昭和42年 10月8日生	平成2年4月 株式会社リックコーポレーション入社 平成15年2月 同社総務部兼経営企画室マネージャー 平成19年11月 同社管理部財務課マネージャー 平成27年3月 同社管理本部経理部ゼネラルマネージャー 平成27年9月 株式会社ジョーカー監査役(現任) 平成28年5月 株式会社リックコーポレーション取締役(現任) 同社管理本部長(現任)	(注) 2	(1) 0株 (2) 34,400株 (3) 34,400株
取締役 (監査等委員)		齋藤徹	昭和32年 5月1日生	昭和55年4月 協三工業株式会社入社 平成17年2月 六陽印刷株式会社社長室長 平成19年11月 株式会社ダイユーエイト入社 平成20年1月 同社社長室長兼内部監査室長 平成27年5月 同社監査役(現任)	(注) 3	(1) 2,300株 (2) 0株 (3) 2,553株
取締役 (監査等委員)		梅津茂巳	昭和28年 4月8日生	昭和52年4月 株式会社東邦銀行入行 平成18年10月 同行 営業本部法人営業部長 平成20年6月 同行 取締役本店営業部長 平成23年4月 福島県立医科大学経営・渉外担当理事(現任) 平成26年5月 株式会社ダイユーエイト社外監査役(現任)	(注) 3	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するダイユーエイトの株式数 (2) 所有するリックコーポレーションの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
取締役 (監査等委員)		須田徹	昭和21年 9月2日生	昭和44年4月 等松・青木監査法人(現・有限責任監査法人トーマツ)大阪事務所入所 昭和58年8月 同 監査法人 社員 平成2年6月 勝島敏明税理士事務所パートナー 平成14年5月 税理士法人トーマツ 理事長 平成21年2月 須田徹公認会計士・税理士事務所開設(現任) 平成23年5月 HOYA株式会社 顧問 平成23年6月 一般財団法人前川報恩会 監事(現任) 平成27年5月 武田産業株式会社社外監査役(現任) 平成27年6月 シヤープ株式会社社外監査役(現任) 平成27年12月 スリーフィールズ合同会社 代表社員(現任)	(注)3	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
取締役 (監査等委員)		和田治郎	昭和45年 6月11日生	平成6年10月 監査法人トーマツ入所 平成18年8月 監査法人トーマツ退所 平成18年11月 和田会計事務所開設(現任) 平成19年10月 ACアーネスト監査法人設立 代表社員(現任)	(注)3	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
合計						(1) 319,600株 (2) 368,300株 (3) 723,056株

- (注) 1. 取締役(監査等委員)梅津茂巳、須田徹及び和田治郎は社外取締役であります。
2. 当社の設立日である平成28年9月1日から、平成29年2月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 当社の設立日である平成28年9月1日から、平成30年2月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 所有するダイユーエイト又はリックコーポレーションの株式数は、本報告書提出日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。よって、当社が設立される日の直前までに、所有する両社の株式数及び割り当てられる当社の株式数は変動することがあります。
5. 役名及び職名は、本報告書提出日現在における役職名を記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、経営監督機能と業務執行機能とを分離することにより、業務執行者(代表取締役等)に対する監督機能を強化する仕組みを構築することを基本方針として、監査等委員会設置会社とする予定です。

② 会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置いたします。なお、会計監査人は新日本有限責任監査法人を予定しております。

③ 役員報酬

当社は、取締役の報酬等は株主総会の決議によって定めるものとします。

当社の役員報酬の上限につきましては、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの基本報酬と賞与を合わせた金銭報酬を、監査等委員でない取締役について年額100百万円以内とし、監査等委員である取締役については、基本報酬を年額20百万円以内とする予定です。

④ 取締役の定数及び選任決議

当社の取締役(監査等委員である者を除く。)の員数は10名以内、監査等委員である取締役の員数は5名以内とする予定です。

取締役の選任については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任いたします。当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

⑤ 取締役との責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除きます。)との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定める予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする予定です。これは、取締役(業務執行取締役等であるものを除きます。)として優秀な人材を招聘することを目的とするものであります。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定める予定です。これは、株主総会における特別決議の要件を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑦ 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定です。

さらに当社は、株主への機動的な利益還元の実施が行えるよう、会社法第454条第5項の規定に基づき、毎年8月31日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款で定める予定です。

⑧ 内部監査及び監査等委員会監査の状況

監査等委員(4名)は「監査等委員会」を組織し、監査等委員会規程に基づき定期的に同委員会を開催する予定です。また、取締役会、経営会議等への出席等を通して取締役の業務執行を監視するとともに、会計監査人、内部監査室との連絡会などにより緊密な連携を保ち、適正かつ十分な監査に努める予定です。

⑨ 監査等委員である社外取締役

ア 監査等委員である社外取締役の員数並びに当社との人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係

当社は、取締役10名の内3名を社外取締役とし、社外取締役3名全員を監査等委員である取締役とする予定です。

監査等委員である社外取締役梅津茂巳は、福島県立医科大学の経営・渉外担当理事であり、福島県立医科大学と当社との間には特別な関係はありません。梅津茂巳は、現在株式会社ダイユーエイトの社外監査役であり、その在任期間は平成28年5月18日に開催された株式会社ダイユーエイト定時株主総会終結の時をもって2年であります。また、梅津茂巳は、株式会社ダイユーエイトの主要な株主である株式会社東邦銀行に平成22年6月まで在籍し、その間、取締役などを歴任しております。

監査等委員である社外取締役須田徹は、須田徹公認会計士・税理士事務所、一般財団法人前川報恩会監事、シャープ株式会社社外監査役、スリーフィールズ合同会社代表社員であり、いずれも当社との間には特別な関係はありません。また、監査等委員である社外取締役須田徹は、武田産業株式会社社外監査役であり、ダイユーエイト及びリックコーポレーションとの間に商品仕入等の取引関係があります。

監査等委員である社外取締役和田治郎は、和田会計事務所、ACアーネスト監査法人代表社員であり、いずれも当社との間には特別な関係はありません。

上記を除き、社外取締役と当社との間には、記載すべき利害関係が生じる予定はありません。

イ 社外取締役が上場申請会社の企業統治において果たす機能及び役割並びに選任するための独立性に関する基準及び選任状況に関する当社の考え方

監査等委員である社外取締役梅津茂巳は、金融業務に精通した専門的見地から社外取締役としての職務を適切に遂行しうると判断しております。

監査等委員である社外取締役須田徹は、公認会計士としての知識・経験に基づいた専門的見地から社外取締役としての職務を適切に遂行しうると判断しております。

監査等委員である社外取締役和田治郎は、公認会計士としての知識・経験に基づいた専門的見地から社外取締役としての職務を適切に遂行しうると判断しております。

⑩ その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、金融商品取引法に基づく監査は新日本有限責任監査法人に委嘱する予定です。

② 【その他重要な報酬の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の上場申請会社に対する非監査業務の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるダイユーエイト及びリックコーポレーションの経理の状況については、各社の有価証券報告書(ダイユーエイトにおいては平成28年5月19日提出、リックコーポレーションにおいては平成28年5月27日提出)及び四半期報告書(ダイユーエイトにおいては平成28年7月1日提出、リックコーポレーションにおいては平成28年7月12日提出)をご参照ください。

第6 【上場申請会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで。ただし、最初の事業年度は、当社の設立の日から平成29年2月28日までとする予定であります。
定時株主総会	毎年5月
基準日	毎年2月末日
剰余金の配当の基準日	毎年2月末日、毎年8月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 — 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を当社定款で定める予定であります。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【上場申請会社の参考情報】

1 【上場申請会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

なお、上場申請会社である当社の完全子会社となる予定のダイユーエイト、リックコーポレーションがそれぞれ最新事業年度の開始日から本報告書提出までの間において提出した、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりです。

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

ア ダイユーエイト

事業年度 第40期(自 平成27年2月21日 至 平成28年2月20日)
平成28年5月19日東北財務局長に提出

イ リックコーポレーション

事業年度 第62期(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)
平成28年5月27日中国財務局長に提出

② 【内部統制報告書及びその添付書類】

ア ダイユーエイト

平成28年5月19日東北財務局長に提出

イ リックコーポレーション

平成28年5月27日中国財務局長に提出

③ 【四半期報告書又は半期報告書】

ア ダイユーエイト

事業年度 第41期第1四半期(自 平成28年2月21日 至 平成28年5月20日)

平成28年7月1日東北財務局長に提出

イ リックコーポレーション

事業年度 第63期第1四半期(自 平成28年3月1日 至 平成28年5月31日)

平成28年7月12日中国財務局長に提出

④ 【臨時報告書】

ア ダイユーエイト

①の有価証券報告書の提出後、本報告書提出日(平成28年8月1日)までに以下の臨時報告書を提出。

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を平成28年5月19日東北財務局長に提出。

イ リックコーポレーション

①の有価証券報告書の提出後、本報告書提出日(平成28年8月1日)までに以下の臨時報告書を提出。

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を平成28年5月27日中国財務局長に提出。

⑤ 【訂正報告書】

ア ダイユーエイト

該当事項はありません。

イ リックコーポレーション

該当事項はありません。

第三部 【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部 【上場申請会社の特別情報】

第 1 【最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第 2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。